

# PwC's View

Vol. 45

July  
2023

特集

## サステナブルな監査を実現する Audit experienceの变革





## 特集

## サステナブルな監査を実現する Audit experienceの变革

- サステナブルな監査を実現するAudit experienceの变革 ..... 6
- デリバリーモデル变革による監査業務变革 ..... 16
- アップスキリングによる監査業務变革 ..... 22

## 連載

PwCあらた基礎研究所だより

- 第11回 生物多様性問題と情報開示 ..... 26
- インダストリーインサイト (6)
- 電力事業者の市場取引リスク管理 ..... 38
- インダストリーインサイト (7)
- 銀行法の改正と在庫ファイナンスビジネスの展望 ..... 43

## 会計／監査

- 企業会計基準公開草案第73号（企業会計基準第13号の改正案）  
「リースに関する会計基準（案）」の解説 ..... 31

## 税務／法務

- 税務コーポレートガバナンスの潮流と税務分野におけるデータ分析の活用 ..... 48

## 海外

- 欧州における排出権制度の最新動向と会計実務 ..... 52

## ご案内

- Viewpoint ..... 56
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 ..... 58





## 特集

# サステナブルな監査を実現する Audit experienceの变革

独立行政法人情報処理推進機構が2023年3月に発行した「DX白書2023」によると、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む日本企業の割合は2021年度調査の55.8%から2022年度調査では69.3%に増加し、多くの企業がデジタル技術を活用した变革を進めていることが分かります。

こうしたDX推進の流れは、監査法人も例外ではありません。PwCあらた有限責任監査法人（以下、PwCあらた）では、テクノロジーによるイノベーションに、多様なスキルとインサイトを持った人財の協創から生まれる「人」ならではの発想力を融合することで、より良い成果を実現することが可能であると考えています。「人」がリードし「テクノロジー」が支える未来の実現に向け、監査業務の变革を進めています。

そこで本特集では、PwCあらたが進めている監査業務の变革を「テクノロジー」「デリバリーモデル」「アップスキリング」の3つの視点から解説します。

まず、「サステナブルな監査を実現するAudit experienceの变革」では、PwCあらたが目指す次世代監査の実現に向け、現在の監査における課題をテクノロジーの導入によってどのように解決していくのか、具体的な事例を用いて説明します。

次に、「デリバリーモデル变革による監査業務变革」では、企業や監査を取り巻く環境の変化を受け、「従来の公認会計士のみによって会計監査を実施していた伝統的な監査のデリバリーモデル」から「適切に役割と責任を分担した上で、公認会計士と、会計スキルやデジタルスキルを有する公認会計士の資格を保有しない人財のリソースを組み合わせた高品質な監査を実現する革新的なデリバリーモデル」への变革を、PwCグローバルネットワークとPwCあらたのそれぞれの取り組みについて解説します。

最後に、「アップスキリングによる監査業務变革」ではPwCあらたが新しく導入したデジタルツールを職員が使いこなすために実施したアップスキリングの取り組みと成果について紹介します。

# サステナブルな監査を実現する Audit experienceの変革

PwCあらた有限責任監査法人  
アシュアランス・イノベーション&  
テクノロジー部  
ディレクター **荻野 創平**

PwCあらた有限責任監査法人  
アシュアランス・イノベーション&  
テクノロジー部  
シニアアソシエイト **大野 真実**



## はじめに

PwCあらた有限責任監査法人（以下、PwCあらた）は、PwCのPurpose（存在意義）である「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」を実現し、社会から必要とされる存在であり続けるために、テクノロジーと人財への投資を続けています。デジタル技術が急速に進化する時代において、テクノロジーへの投資を成功させるには、企業の軸であるVisionが重要であり、PwCあらたは、「人」がリードし「テクノロジー」が支える未来を目指しています。

もちろん、テクノロジーを用いた監査の高度化はあくまで手段であり、目的ではありません。被監査会社はもちろんのこと、監査人、資本市場参加者など、全ての監査に関連するステークホルダーの監査体験（Audit experience）を持続可能な方法で最高のものにすることが目的であると考えています。そのために、監査現場の声・課題、一人一人のウェルビーイングを意識した、人を中心とした変革を推進しています。

本稿では、その変革の具体的な事例を用いて、PwCあらたにおける現場の声に基づく監査テクノロジーの変革の事例と未来に向けた変革「サステナブルな監査を実現するAudit experienceの変革」について紹介します。なお、文中における意見は、全て筆者の私見であり、PwCあらたの正式見解ではないことをお断りします。

## 1 アシュアランスを取り巻く環境

デジタル技術の急速な進化に伴い、世界は大きな変化を遂げ、財務報告や監査の信頼性に関する市場のニーズや期待も変化しています。最近ではAI（人工知能）やロボット技術の進歩も目覚ましく、今後も世界は大きく変化していくことが予想されるため、PwCあらたにおいてもアシュアランスのバリュー・方法を見直す必要があると考えています。

過去を振り返ると、今までも社会の変化、法律の改正や新たな制度の導入により、監査人の業務は変化・拡大し、働き方や必要なスキルも変化してきました。

例えば、コンピュータが普及する前は、紙・鉛筆・電卓を使用し、山積みになった大量の請求書や注文書をデスクに広げ、全て手作業で対応していました。後にコンピュータが普及してからは、被監査会社から必要なデータをメールで入手したり、表計算ソフトでデータを照合したりするなど、大いに効率化が進みました。しかしながら、引き続き必要な証憑を段ボール箱から探し出すなど、本来発揮すべき「監査人であるからこそできる仕事」（財務情報の信頼を裏付ける判断を行う、被監査会社と密なコミュニケーションを行うなど）以外の仕事もまだあるのが実態でした。そのような中で、アシュアランス業務は日々拡大しており、現状も監査人・被監査会社の負荷はますます増えています。労働時間・精神的負荷により、サステナブルではないAudit experienceとなっているのです。

## 2 2030年に向けて求められる 監査テクノロジー

このような環境において、PwCあらたでは日々の監査現場でのAudit experienceを改善・変革するために、「テクノロジー先行」ではなく「ヒト先行」の開発による監査のデジタ

ル化を推進しています（図表1）。

「私たちが目指す未来の監査」とは、一人一人の強みを最大限に発揮し、監査に関わる全てのステークホルダーが心身ともに健康的な状態で活躍することで実現される監査です。VUCA（社会やビジネスにおいて、環境が目まぐるしく変化し、将来の予測が難しい状態）の時代に、社会に信頼を築き（Trust）、継続的に価値ある結果（Sustained outcomes）を提供し続けるというPwCのPurposeを達成するためには、労働時間・精神的負荷を削減し、高付加価値を提供する、Audit experienceの変革が必要不可欠です。

そこでPwCあらたは、2030年に向けた新たな挑戦として、今後アシュアランスに求められるであろう3点（図表2）に対して、テクノロジーを活用したアプローチを行っています。このアプローチにより、次世代にも利用できるサステナブルな監査テクノロジープラットフォームを構築することで、「信頼のバトン」を次世代に渡すことができると考えています。

### 3 サステナブルな監査を実現する Audit experienceの変革

これまでPwCあらたが行ってきた監査現場に対する調査・分析を踏まえると、監査現場における課題は、監査業務における「小さな積み重ね」が監査全体の負荷を高めていることだと考えられます。

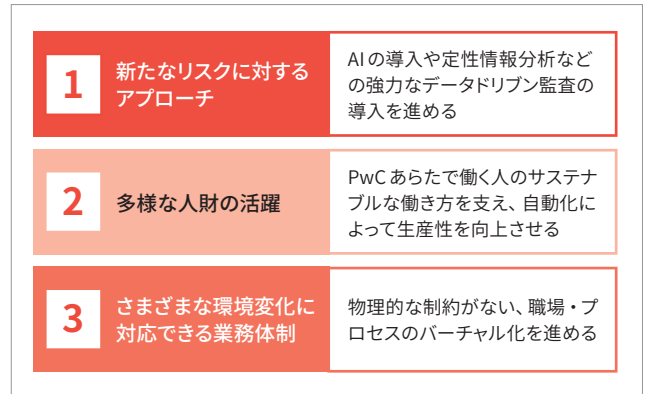
監査においては、毎期の重要論点を検証したり、会計上の見積りの検証や、企業買収などの重大なイベントにおける影響調査から実証手続を立案したりしますが、高度な専門知識が必要とされる監査手続による業務負荷だけでなく、監査資料の遅延に伴う受領待ちやデータ加工といった、監査手続には示されないような業務の負荷が高いのが実態です。こういった監査における些細な経験を快適にするようなテクノロジーが監査の課題を解決すると私たちは考えています（図表3）。

図表1：PwCあらたのテクノロジー開発アプローチ



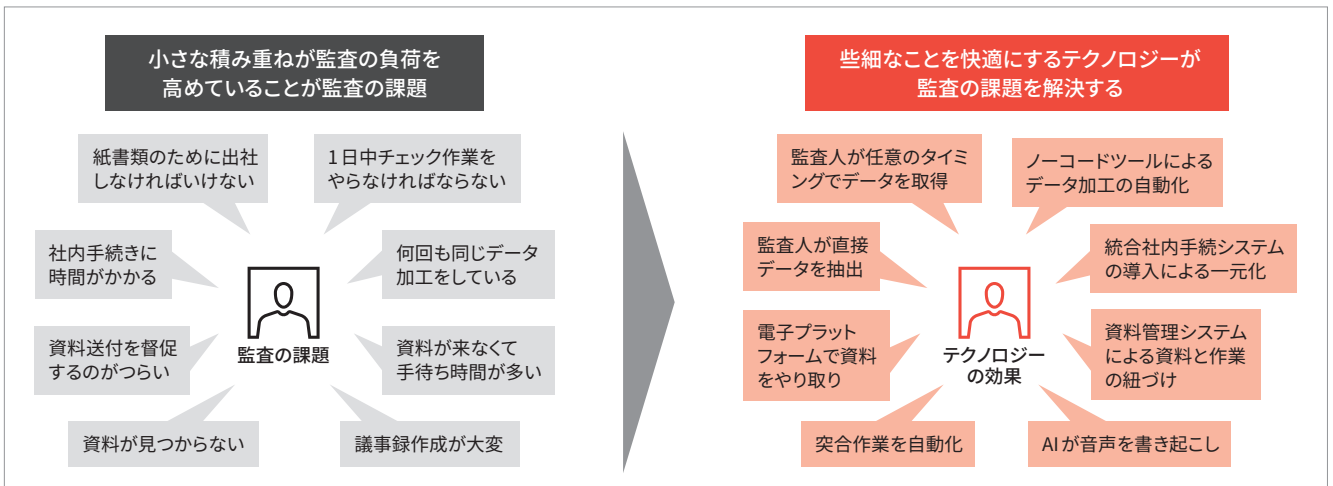
出所：PwC作成

図表2：Audit experienceの変革に向けたアプローチ



出所：PwC作成

図表3：サステナブルな監査を実現するAudit experienceの変革



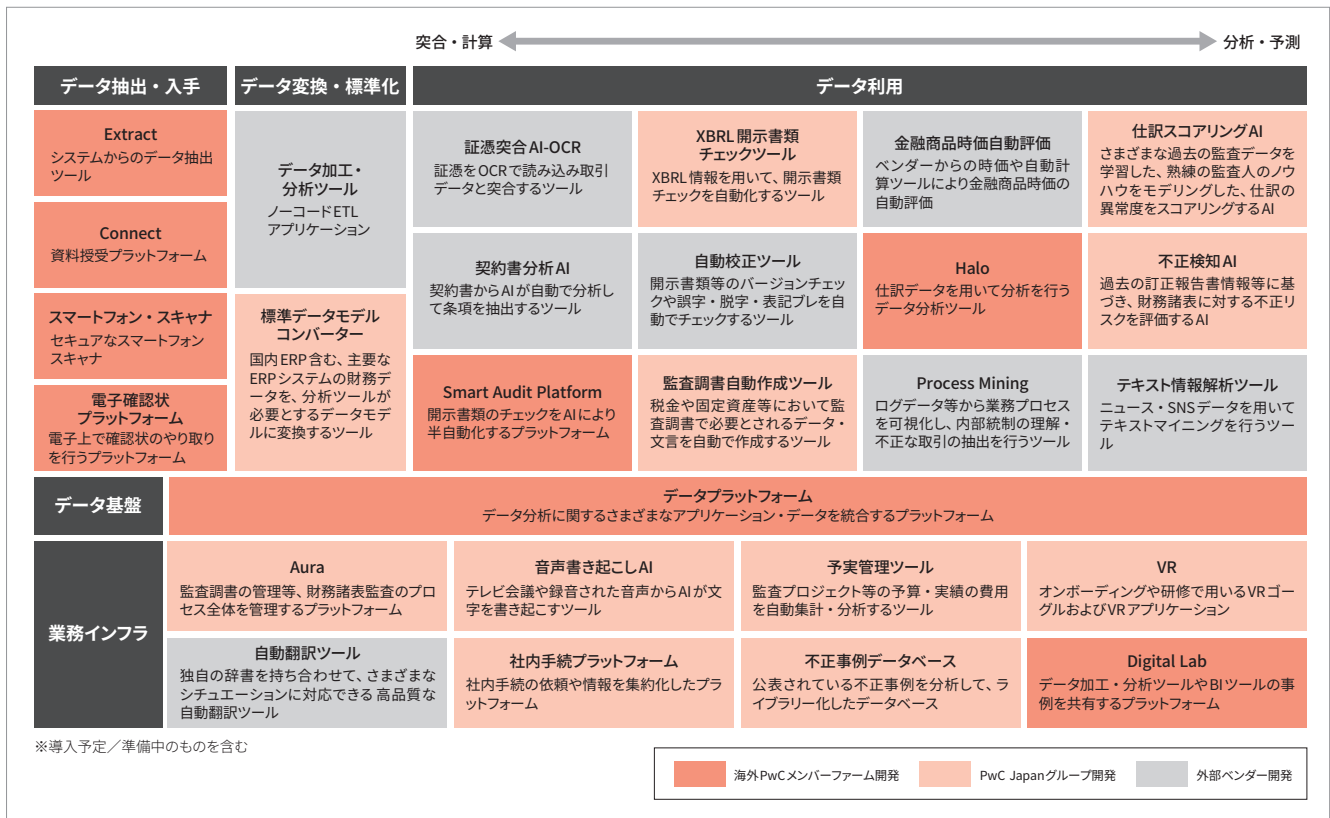
出所：PwC作成

そこでPwCあらたでは、現場全体を見渡して監査業務を3つに分類し、Audit experienceを変革するテクノロジーをマッピングした「監査テクノロジーマップ」を作成し、2025年に向けた課題を解決するツールを多く導入しています（図表4）。さらに2030年に向けては、次世代監査プラットフォームの導入を進め、数多あるテクノロジーをつなげることでAudit experienceに変革を起こしていきます。

#### 4 テクノロジー開発を支える源泉

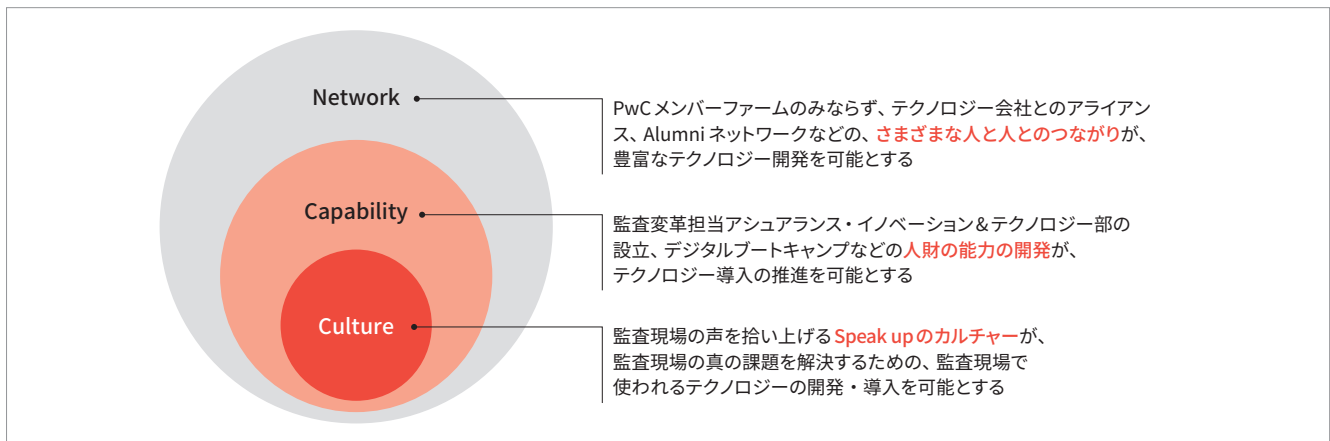
2025年、2030年の2つのステップを踏んだ開発の源泉は、図表5に示した「Culture-Capability-Network」です。この3つの強みを活かしながら、監査テクノロジーマップを用いた開発や次世代監査プラットフォームの開発に取り組んで

図表4：監査テクノロジーマップ



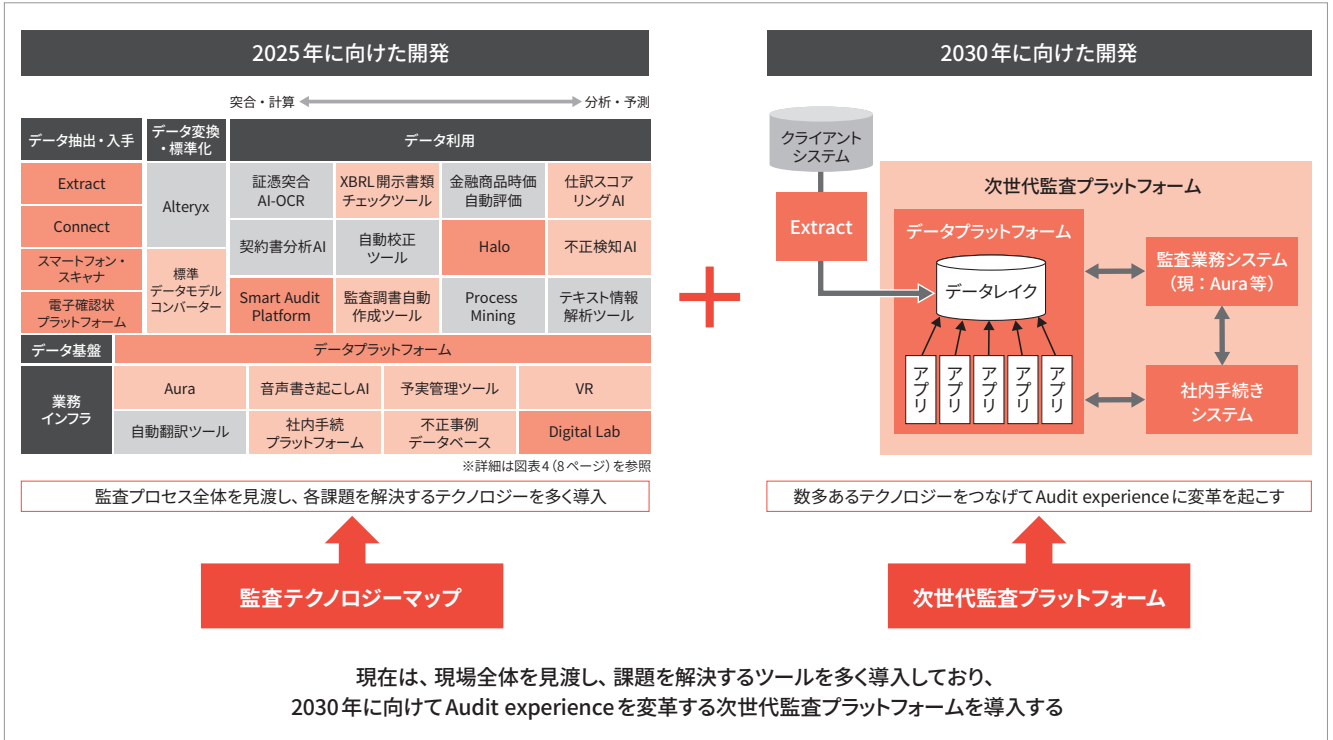
出所：PwC作成

図表5：テクノロジー開発を支える源泉



出所：PwC作成

図表6：現場のための、ヒトを中心としたテクノロジー開発アプローチ



出所：PwC作成

います (図表6)。

## 5 2025年に向けたテクノロジー開発

ここからは、2025年に向けた現在開発・導入中のソリューションを紹介します。

先に述べたように、PwCあらたでは、サステナブルな監査を実現するAudit experienceの変革を達成するために2025年、2030年の2段階でテクノロジー開発を進めています。

監査業務は被監査会社の影響を大きく受けるため、データおよび業務プロセスは現場ごとに大きく異なります。そのため、一般的には業務効率化や工数削減を目指す場合、大規模システムを1つ導入して効果が発揮されることを期待します。しかし、PwCあらたでは現場の声に基づいた小さな仕組み、小さなソリューションの積み重ねによる変革が効果的であると考えています。

そこで、2025年に向けた開発においては、監査プロセス全体を俯瞰するために監査業務を「データ抽出・入手」「データ加工」「データ利用」の3つに分類し、それらの業務課題を解決するためのテクノロジーを導入しています。

ここでは、2025年に向けたテクノロジー開発の分類であ

る「データ抽出・入手」「データ加工」「データ利用」について、どのようなAudit experienceの変革がなされてきているかを、事例を挙げて紹介していきます。

### 事例1 データ抽出・入手：Extract

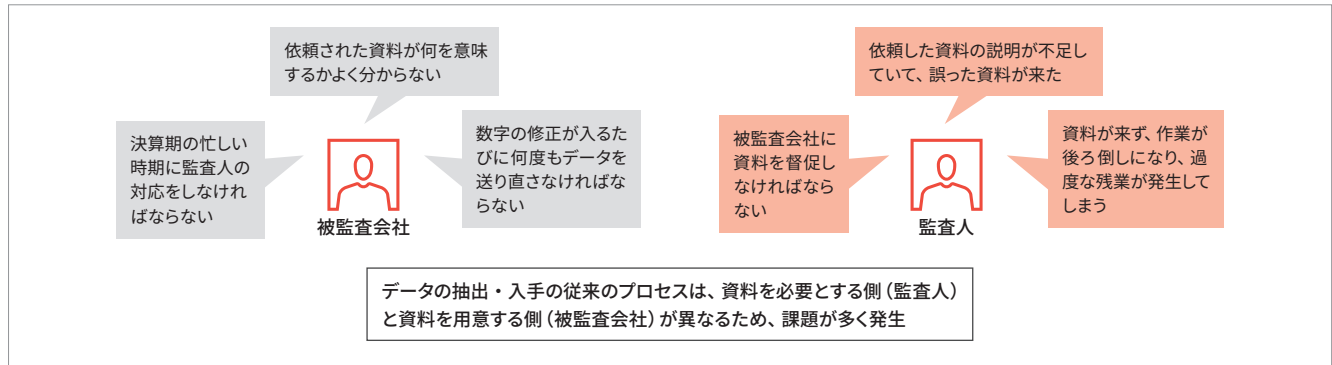
1つ目は、データ抽出ツール「Extract」の取り組みです。Extractは被監査会社のERP（統合基幹システム）と監査法人のデータ分析システムをセキュアに接続し、監査人が被監査会社のデータを直接入手することを実現するツールです。

従来のプロセスにおける、監査現場におけるデータの抽出・入手は、図表7のように資料を必要とする側（監査人）と資料を用意する側（被監査会社）が異なるため、課題が多く発生します。

こういった監査人のみならず、被監査会社にとって問題のあるAudit experienceを変革するツールが「Extract」です。Extractを導入することでデータの取得を自動化し、データ提供プロセスを簡素化することで、被監査会社と監査人の双方の時間を削減します。これにより、監査人は計画通りに作業が進み、被監査会社への説明・督促の負荷が削減されます。また、以前よりも多くの情報が利用可能となり、高品質な監査の実現にも貢献します。さらに資料依頼のコミュニケーション負荷の削減は、作業時間の削減効果だけでなく、

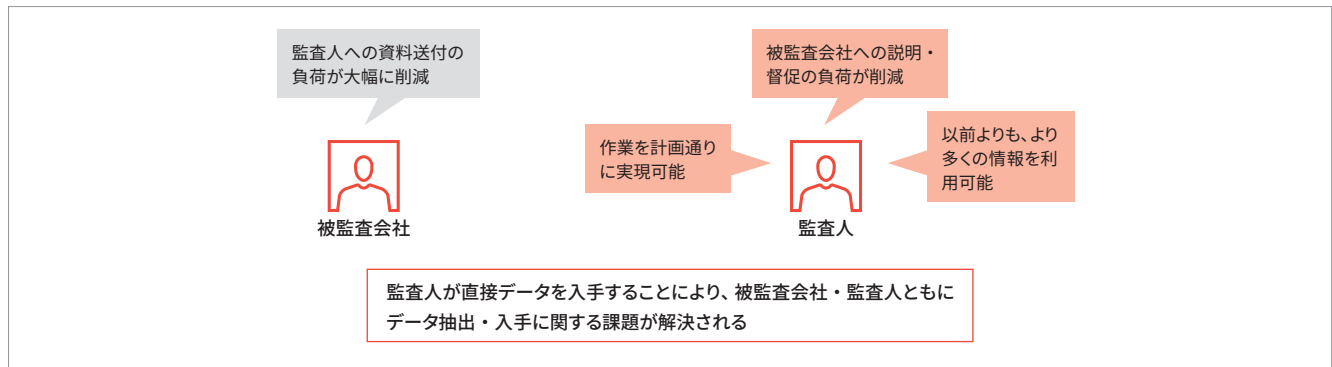


図表7：データ抽出・入手の課題



出所：PwC作成

図表8：データ抽出・入手の効果



出所：PwC作成

精神的な負担の軽減もあり、被監査会社・監査人ともにデータ抽出・入手のAudit experienceの課題が解決されると考えています（図表8）。

### 事例2 データ加工：データ分析ツール

2つ目は、データ分析ツールの取り組みです。PwCあらたでは表計算ソフトに代わる、大量データの加工・分析フローを簡単に自動化開発できるデータ分析ツールを導入しています。データを取り扱う機能が豊富にあるため、さまざまな業務に対して導入可能です。

データ分析ツールは、これまで指摘されてきたさまざまな表計算ソフトの問題点を解決します。しかし、データ分析ツールを導入するためには多くのハードルがあり、ただツールを購入するだけでは課題は解決されません（図表9）。

これらの課題に対してPwCあらたでは、アップスキリングのアプローチを行っています。従来のDXは、少数の誰かが最先端のテクノロジーを習得することで行われており、多くの社員にとって自分事ではなく、「いつか誰かが変えてくれる」といったイメージがあったのではないのでしょうか。PwC

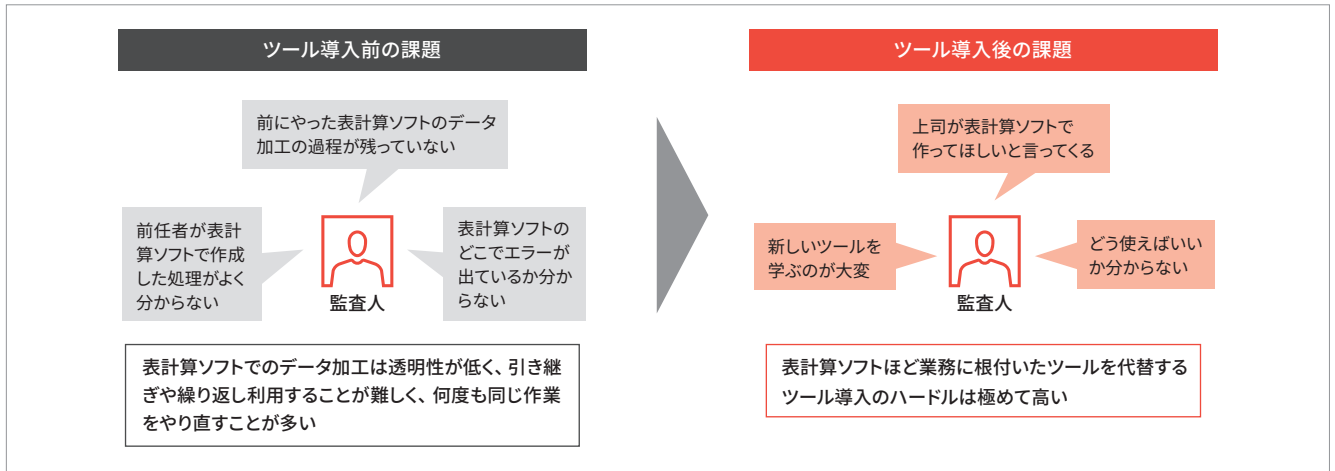
あらたでは、分析ツールのスキルを学び、自分自身で実務に落とし込み、自動化・効率化を実現する「アップスキリングアプローチ」でDXを推進しました。また、作業の自動化などを実現するとともに新しいスキルを学ぶというDXの成功体験を経験し、より一層DXが推進されています。

### 事例3 データ利用：突合・チェック

3つ目は、請求書や注文書、残高確認書などのエビデンスと財務数値との整合性チェックを行う重要な監査手続のAudit experienceの変革です。整合性チェックは、監査現場においては多くの人員を割く単純かつ反復の作業であるために、図表10のようにさまざまな精神的な負担が発生しています。

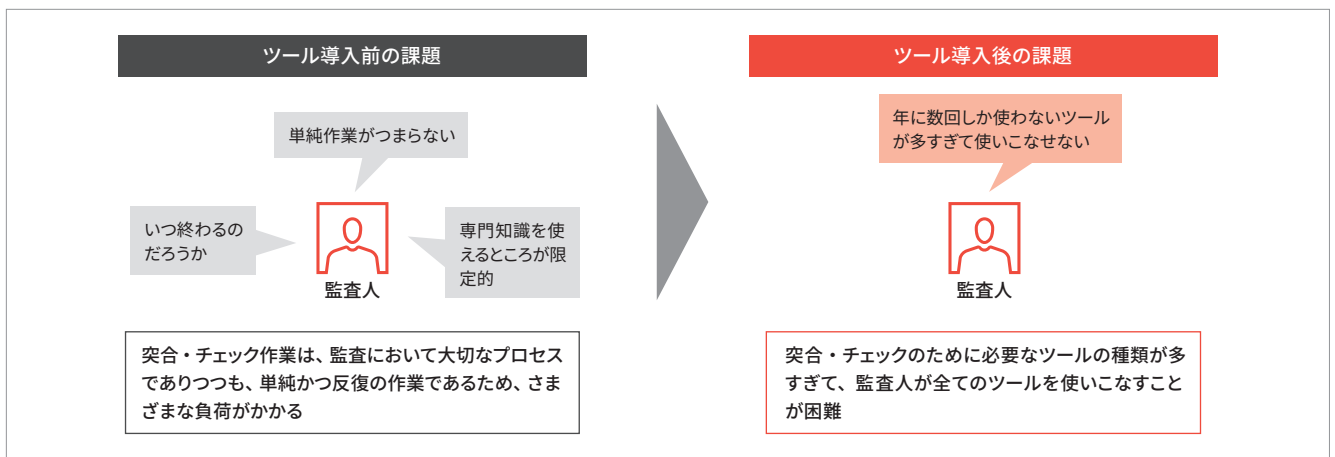
また、先ほど紹介したデータ分析ツールと同様に、AI-OCR（人工知能搭載型光学式文字読み取りシステム）やAI分析ツールなどさまざまなツールを導入したとしても、新たな課題が生じています。その課題は、年に一度の決算期に多くの業務が発生するという監査業務の特徴に起因しています。そのような頻度の低い業務にツールを導入する場合、そのツ-

図表9：データ加工：ツール導入前後の課題



出所：PwC作成

図表10：突合・チェック：ツール導入前後の課題



出所：PwC作成

ルは年に一度しか使われない、というケースが多くあり、現場では「年に一度しか利用しないツールを学ぶ意欲が湧かない」という声が多発しました。

そこでAudit experienceの変革のアプローチとして、ツール導入だけでなくもう一步進んだ形として、PwCあらたでは専門部隊による集約化とテクノロジー導入の組み合わせによる効率化を図っています(図表11)。例えば、開示される有価証券報告書のチェックの業務は、各監査チームにとっては年に数回の作業ですが、その作業を専門部隊に集約させれば、集約による学習効果が発揮され、ツールの活用も一層進みます。

このような集約化・テクノロジー導入によって、専門部隊により高品質かつ速い突合・チェックが提供され、工数削減および品質の向上が期待できます。適材適所の分業を行い、テクノロジーを導入することにより、最も効率的な導入パ

ターンを実現しています。

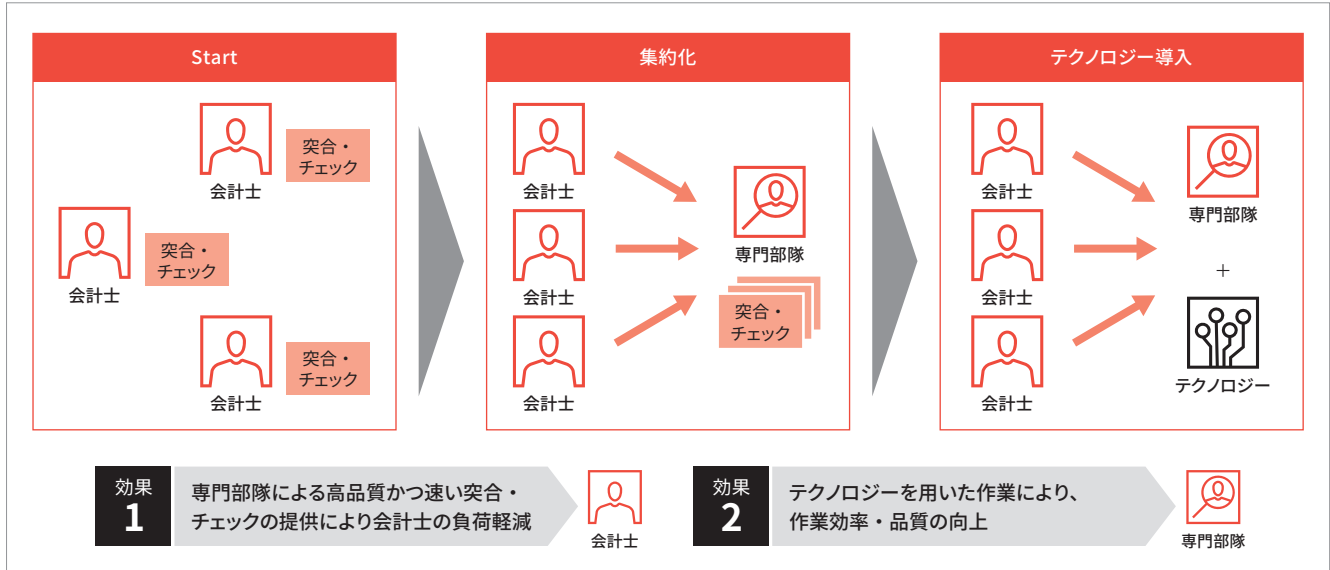
#### 事例4 データ利用：分析

Audit experienceの最後の事例として、ビッグデータを利用したテキストマイニング分析の研究について紹介します。

昨今、地政学リスクや感染症をはじめとする多様な外部要因により、監査においても過去に取り扱っていなかったような影響を受けています。加えて、外部要因の発生頻度も高まり、結果として監査の現場では時限的猶予のない予期せぬ分析が求められています。

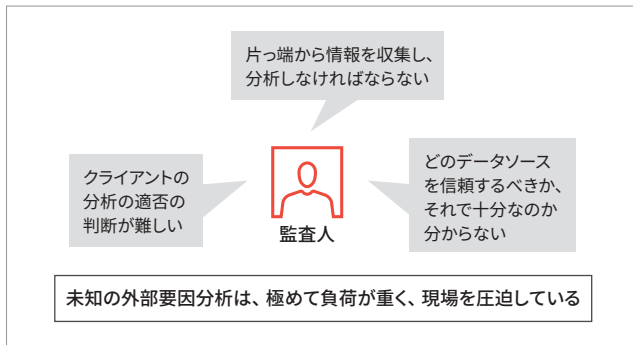
このような環境において、監査人は非常に多くの課題を抱えています。社会にとって未知なリスクにおいて、どのような情報を信頼すればよいか分からない中、膨大な情報を読み漁り、被監査会社が主張するリスク分析の適否の判断を行わなければならないかもしれません。そのため未知の外部要因分析は、極め

図表11：データ利用：突合・チェック効率化



出所：PwC作成

図表12：データ利用：分析の現状の課題



出所：PwC作成

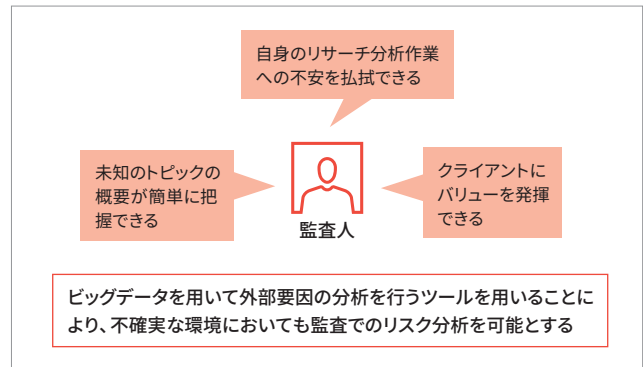
て負荷が高く、現場を圧迫しています（図表12）。

PwCあらたでは、これらの課題を解決するソリューションとして、テキストマイニング分析について研究しています。具体的には、世界中のニュースやSNSといった外部ビッグデータをAIによる自然言語処理およびテキストマイニングを用いて分析し、監査・保証業務における外部要因把握を迅速かつ高品質にできないかを検証しています。

これまでの監査チームの分析では、属人的な分析であり、特定のメディアや業界に調査が偏っていましたが、外部ビッグデータを用いたテキストマイニングにより全世界の情報を網羅的に分析することが可能となり、従来の調査よりもより網羅的なマクロ分析が可能となります（図表13）。

未知のリスクに立ち向かうときは、常に緊張が走り、一線にいる監査人には不安が付きまといまいます。そのような状況を打破する技術が、外部ビッグデータを用いたテキストマ

図表13：テキストマイニング導入の効果



出所：PwC作成

イニングであり、それによって未知のリスクに対するAudit experienceの革新を実現できるのです。

## 6 2030年に向けたテクノロジー開発：次世代監査モデル

5で紹介したように、すでに監査現場には、現場全体を俯瞰して課題を解決するツールが多数導入されています。あらゆる情報がデジタル化され、新たな価値と脅威が次々と生み出されている社会動向を踏まえ、PwCあらたは、Web3や生成AIなどの最新テクノロジーの導入など、さらなる情報技術への投資を積極的に行い、より高い信頼性を確保するために高度な監査技術の開発に取り組んでいます。

その中心的な取り組みとして、PwCあらたでは、2030年までに既存の数多あるテクノロジーをつなげてAudit



experienceに変革を起こす「次世代監査モデル」の実現を目指しています(図表14)。次世代監査モデルとは、被監査会社とPwCあらかの監査データプラットフォームを接続し、共有されたデータをAIが解析し、その解析結果をもとに、監査人が適時に被監査会社とコミュニケーションを取りながら監査を進めていくという、PwCあらかが目指す新しい監査モデルです。

次世代監査モデルの実現は、PwCのPurposeである「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」を実現するために必要不可欠な要素であり、PwCグローバルネットワークとして10億米ドルの投資をするコミットメントを掲げています。次世代監査モデルは単なるソフトウェアのアップグレードや一連のテクノロジーの導入にとどまらず、次世代にも引き継がれるサステナブルな監査を実現するための基盤となると考えています。

## 7 次世代監査モデルと Data acquisitionの変革

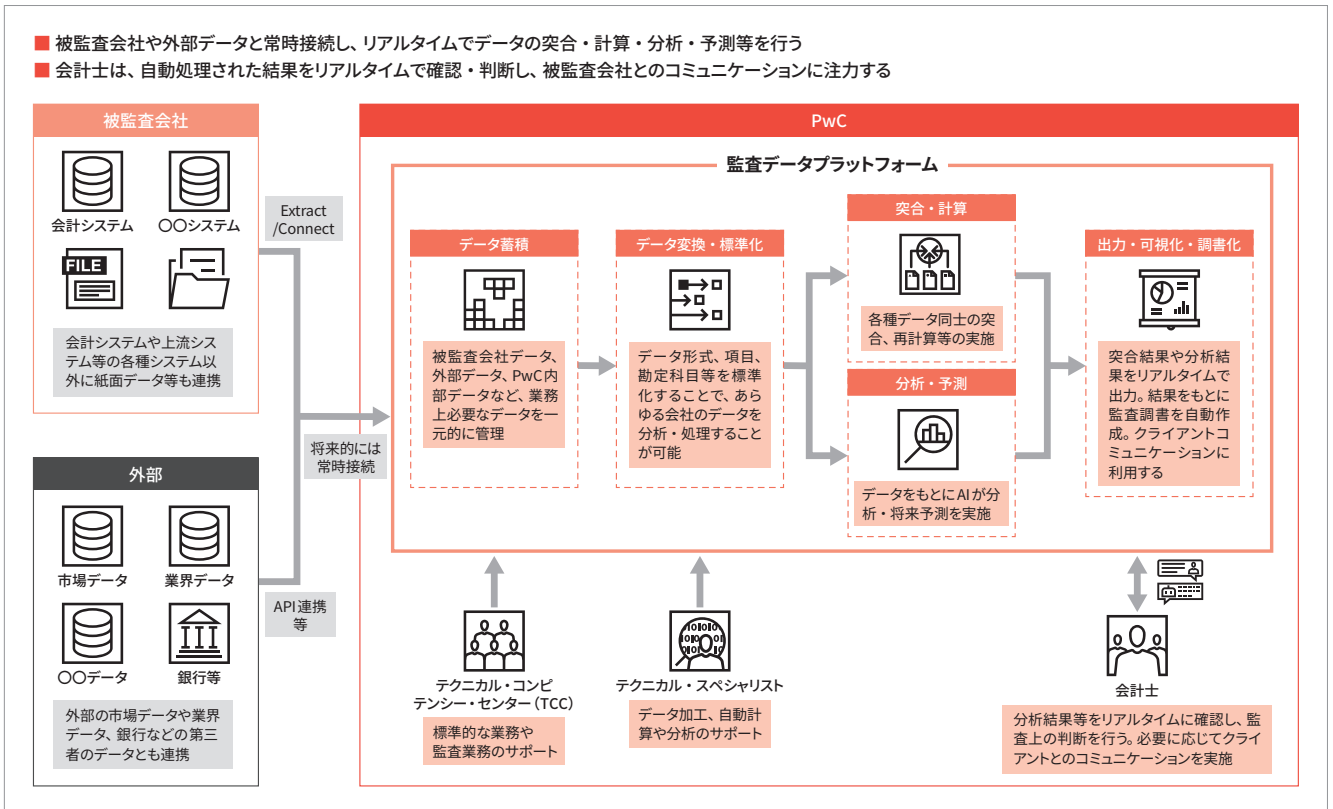
次世代監査モデルは単なる強力なプラットフォームの構築

にとどまりません。次世代監査モデルの目指すデータドリブンの監査を実現するためには、良質なデータを取得し、ツールを使いこなす監査人のスキル獲得が必要です。

データ・AIが中心となる次世代監査モデルを実現するためには、被監査会社のシステムから監査上必要なデータを抽出し、安全にデータプラットフォームに送付する「Data acquisition (データ取得)」が重要になります。被監査会社の情報が、電子データとしてかつ標準化された形でリアルタイムでPwCあらかの監査データプラットフォームとつながることにより、データの蓄積、データの変換・標準化、各種データの実合・計算から、データをもとにしたAIによる分析、将来予測が可能となります。

Data acquisitionの変革を行い、次世代監査モデルを導入することにより、これらの一連の手続きが自動化され業務の効率化が進みます。その結果、監査人が分析結果などを適時に確認し、プロフェッショナルとしての監査上の判断に多くの時間を割くことが可能となります。その結果、被監査会社にこれまでにないスピードの監査とデータに基づく深いインサイト、これまで以上に高い品質のサービスを提供することができます。

図表14：次世代監査モデル



出所：PwC作成

PwCあらたでは、次世代監査モデルの実現に向けて先に述べた「PwC Extract」の導入をより一層加速させて、被監査会社のデータ利用を推進しています。

## 8 監査人のスキルの変革

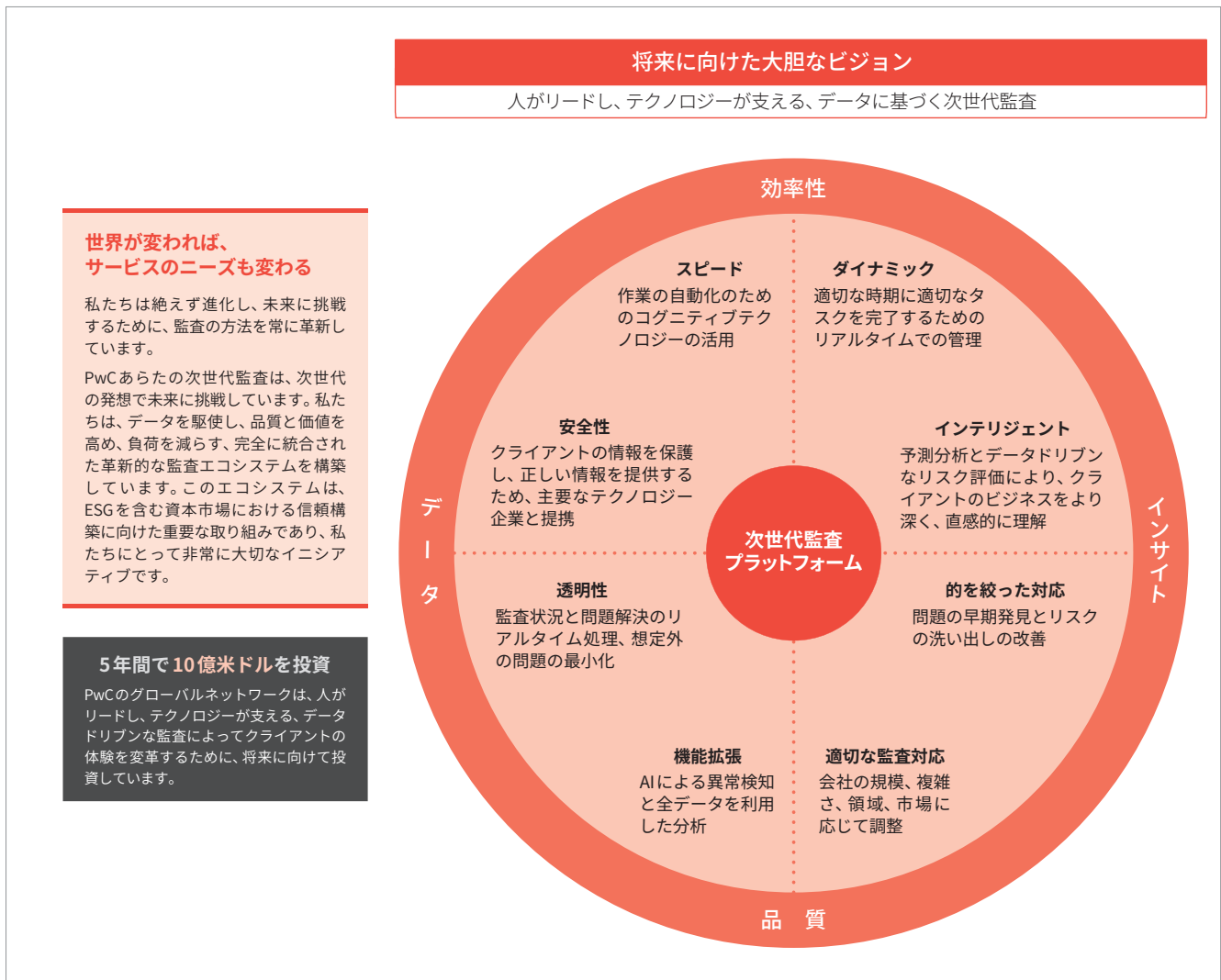
次世代監査をはじめとするサステナブルな監査を実現するAudit experienceの変革を行うためには、監査人のスキルの変革も必要になります。前述した次世代監査モデルを実現する「次世代監査プラットフォーム」(図表15)が導入される未来では、AI技術の導入やこれまでにない技術が発展し、さらなる変化が起こるのは間違いありません。これらに備えリードしていくために、監査人のスキルの変革を進める必要

があり、特に以下の2点が重要だと考えます。

### (1) Inclusion & Diversityのマインドセット

監査人の専門領域は日々拡大し、高度かつ新たなスキルが求められるようになります。例えば企業価値および成長性を判断する上で、企業の非財務情報の重要性はますます高まっており、今後も企業価値を正しく判断するために、より多くの情報開示が求められるようになってきますが、監査人だけでは、全ての専門領域の知識を習得することは難しいものです。被監査会社に深度あるインサイトを提供するには、これまで以上に社内の各専門家と協働する必要があります。そして、これまで関わる機会の少なかった専門家と協働するには、お互いの価値観を尊重し、理解し合うという「多様性」という側面がますます重要になっていくと私たちは考えています。

図表15：次世代監査プラットフォームの特徴



出所：PwC作成

多様なメンバーとのコミュニケーションにおける負荷はこれまでも生じていますが、円滑なコミュニケーションを図るためのスキルを身につけることが、Audit experience の変革につながります。

## (2) デジタルアップスキリング

先に述べたように次世代監査プラットフォームはデータ・AIを最大限用いるプラットフォームとなるため、監査人は会計監査の専門知識にとどまらず、データを理解し読み解く力、深度あるインサイトを得るためのデータ分析のスキルを持ち合わせる必要があります。そしてそのスキルを組織全体に浸透させるためには、組織全体で「データドリブンカルチャー」を根付かせるマインドセットの変革が必要です。

最近では、生成AIによる急速な発展により、これまで私たちが想像もしなかったことや、実現するのは数十年後と信じて疑わなかったようなことが可能になり、日々社会に衝撃を

与えています。このような不確実な時代に対応するためには、柔軟な考え方と、新しいことへの探求心が必要です。さらに、新しいツールやテクノロジーが目まぐるしい速さで現れては消えていく中で、いかに素早く効率的に技術を習得するか、ということも重要になります。

このように、データ・AIにより日々変化するビジネス環境に対応するため、PwCあらたでは、デジタルのアップスキリングに関する研修や取り組みを幅広く行っています。詳細は「アップスキリングによる監査業務変革」（本誌22ページ）で紹介しています。

以上、PwCあらたにおけるテクノロジーによる変革を紹介しました。PwCあらたは人を中心としたテクノロジー開発を行い、次世代監査プラットフォームを一步ずつ築き上げて、次世代のAudit experienceに変革を起こしていきます。

---

### 荻野 創平 (おぎの そうへい)

PwCあらた有限責任監査法人 アシユアランス・イノベーション&テクノロジー部 ディレクター

公認会計士・公認システム監査人。2013年PwCあらた有限責任監査法人に入所。国内大手銀行の国際金融規制関連のアドバイザリー業務を中心に従事。主に市場業務のコンプライアンス体制・リスク管理体制整備における業務・手続整備、システム開発を支援。2019年監査のデジタル化を推進するアシユアランス・イノベーション&テクノロジー部 (AIT) に異動。テクノロジーを用いた自動化や高度な分析の導入をリード。現在は、総勢27名で40個のプロダクトを開発するAITのテクノロジーソリューションチームを統括するプロダクト・ポートフォリオ・マネージャー。昨今は、PwCあらたのDXにより培ったノウハウを活かした、企業のDX支援・リスクキリング支援を実施。

メールアドレス：sohei.ogino@pwc.com

---



---

### 大野 真実 (おおの まみ)

PwCあらた有限責任監査法人 アシユアランス・イノベーション&テクノロジー部 シニアアソシエイト

米国公認会計士。2017年8月、PwC米国ミシガン州デトロイト事務所に入所。日系企業および外資系企業の米国会計基準 (US GAAP)、国際財務報告基準 (IFRS) による会計監査や、内部統制監査に従事。2019年3月PwCあらた有限責任監査法人に入所後、製造・流通・サービス部門 (MDS) 消費財・産業財・サービス部 (CIPS) に所属し、エネルギー業界、製薬業界の上場企業および海外の上場企業を中心に、監査業務を提供する。特にUS GAAPないしIFRS、JSOXを適用する会社の監査業務を担当する。監査業務とともにデジタルアンバサダー、デジタルアクセラレーターとして法人内のデジタル推進活動に従事。2022年7月よりアシユアランス・イノベーション&テクノロジー部 (AIT) に異動。現在は法人内のデジタルリテラシーの向上、監査業務の効率化をリード。

メールアドレス：mami.m.ono@pwc.com

---

# デリバリーモデル変革による監査業務変革



PwCあらた有限責任監査法人  
アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部  
テクニカル・コンピテンシー・センター長  
パートナー 尻引 善博

## はじめに

近年、企業の会計不正を含む不祥事は公表されているだけでも毎年数十件で推移しており、企業のガバナンスの重要性や会計監査人の責任などが問われています。これらの不祥事に対応して、例年、監査基準や実務指針等の改訂・強化が行われており、監査品質向上のための監査手続は増加の一途をたどっています。

一方で、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展によるデータドリブンの企業経営やリアルタイムの会計データに基づく会計監査の実現に対する期待も高まっており、デジタルツール活用による会計監査の効率化に伴う生産性の向上も一部で図られています。また、持続可能な開発に関する国際目標（SDGs）や環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点から、財務情報のみならずサステナビリティ情報の開示が2023年3月期から上場会社に義務づけられるようになりました。これらに含まれる非財務情報に対する保証としての監査も、社会からの期待が高まっています。

本稿では、このような企業経営や監査環境の変化におけるデリバリーモデル変革、すなわち、従来の「公認会計士のみによって会計監査を実施していた伝統的なデリバリーモデル」から「適切に役割と責任を分担した上で、公認会計士と、公認会計士の資格は保有しないが会計スキルとデジタルスキルを有する人財のリソースとを組み合わせ、高品質な監査を実現する革新的なデリバリーモデル」による監査業務への変革の取り組みを、グローバルと日本に分けて解説します。

その上で、デリバリーモデル変革の会計監査以外のアドバイザリー領域への展開と、デリバリーモデル変革を担うテクニカル・コンピテンシー・センター（TCC）の未来について、デリバリーモデル変革を推進してきた経験を踏まえて見解を述べています。なお、本文中の意見に係る部分は、全て筆者個人の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人（以下、PwCあらた）の正式見解でないことをあらかじめお断りします。

## 1 デリバリーモデル変革に関するグローバルの取り組み

### (1) サービスデリバリーセンターの設立と拡大

PwCでは、2000年代後半からPwC米国やPwC英国を中心にデリバリーモデル変革の検討を進めてきました。PwC米国やPwC英国が英語圏であることとワールドワイドの人財マーケットの観点から、2010年7月1日にインドにサービス・デリバリー・センター（SDC）を設立し、インドの会計スキル人財を採用して育成から始めました。当初は監査エンゲージメントチームのアドミニストレーション業務や監査業務から確認手続や詳細テストといった一部のタスクを切り出し、会計監査の判断を伴わない業務が中心でした。現在では100を超えるサービスメニューがあり、会計監査業務のみならずリスクアシュアランスなどの領域や、税務やアドバイザリーの領域にも大きく広がっています。

PwCグローバルネットワークで業務品質を担保するために統一の品質管理基準を定め、拠点多、フィリピン、マレーシア、ポーランド、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカなどにセンターを設立し、拡大しています。インドは現在でも最も規模が大きいSDCですが、インドの人財マーケットの強みは若い世代が多いこと、採用する過半数が米国やインドの会計士資格を有していることから、人財の採用および育成のためのコストが比較的低いという特徴を挙げることができます。

### (2) コンピテンシーセンターとセンター・オブ・エクセレンスの設立と拡大

判断を伴う勘定科目の監査手続を標準化して集中化する取り組みが2012年頃から始まりました。各国の法規制や文化の違いから、主にそれぞれの地域で設立され、現金および預金、固定資産、人件費のような比較的複雑性が低い領域を担当するコンピテンシーセンター（CC）と、税金、退職給付、企業結合など比較的複雑性が高い領域を担当するセンター・



オブ・エクセレンス (CoE) に分けて運営が行われてきました。その後、PwCグローバルネットワークとして統一した品質管理基準が作成され、17の勘定科目の標準監査モデルが展開されています。

DXの伸展により、標準化された一部の業務については自動化の取り組みが進んでいます。2019年には、PwC英国が中心となって現金および預金の監査手続を自動化した「Cash.ai」が開発され、約100社に導入されました。Cash.aiは、人工知能 (AI) を活用して被監査会社の文書を自動で読み込み、理解し、テストまでを行うデジタルツールです。導入初年度は被監査会社の現金および預金の業務プロセスや決算プロセスの標準化が必要でしたが、銀行勘定調整表、銀行残高証明書、為替取引関連書類、銀行の財務状況などのデータを自動で読み込み、監査調書まで作成できるため、監査時間を従来の半分以上に短縮し、効率化と品質向上を図っています。被監査会社にとっても、監査対応時間の削減や内部統制の強化につながっています。

### (3) リモートチームメンバーモデルの台頭

SDCの体制が強化され規模が大きくなるにつれて、メンバーのスキルは向上し、経験も蓄積されてきました。そのような状況において、タスクベースで業務を切り出すのではなく、監査エンゲージメントチームの一員として年間を通じて働くほうがメンバーのロイヤリティおよびスキルの向上に寄与すると判断され、リモートチームメンバー (RTM) モデルというデリバリーモデルが開発されました。同時にメンバーのキャリアパスも整備され、ここ数年でSDCからRTMへのシフトが急速に進んでいます。また、PwCでは「次世代監査プラットフォーム」と呼ばれるAIとデジタル技術を活用した統合された監査モデルの導入を目指しており、RTMは次世代監査プラットフォームにおけるデリバリーモデルとして導入される見込みです。これに先駆けて、RTM導入ガイドなどの品質管理基準が策定され、リーダーシップチームや監査エンゲージメントチームが適切にRTMを導入できるように準備しています。

## 2 デリバリーモデル変革に関する日本の取り組み

日本ではPwCグローバルネットワークのデリバリーモデル変革に関する取り組みの一環としてSDCの利用が進められていましたが、日本特有の言語の壁を克服することが難しく、利用率が低いままでした。現在は自動翻訳ツールの活用など

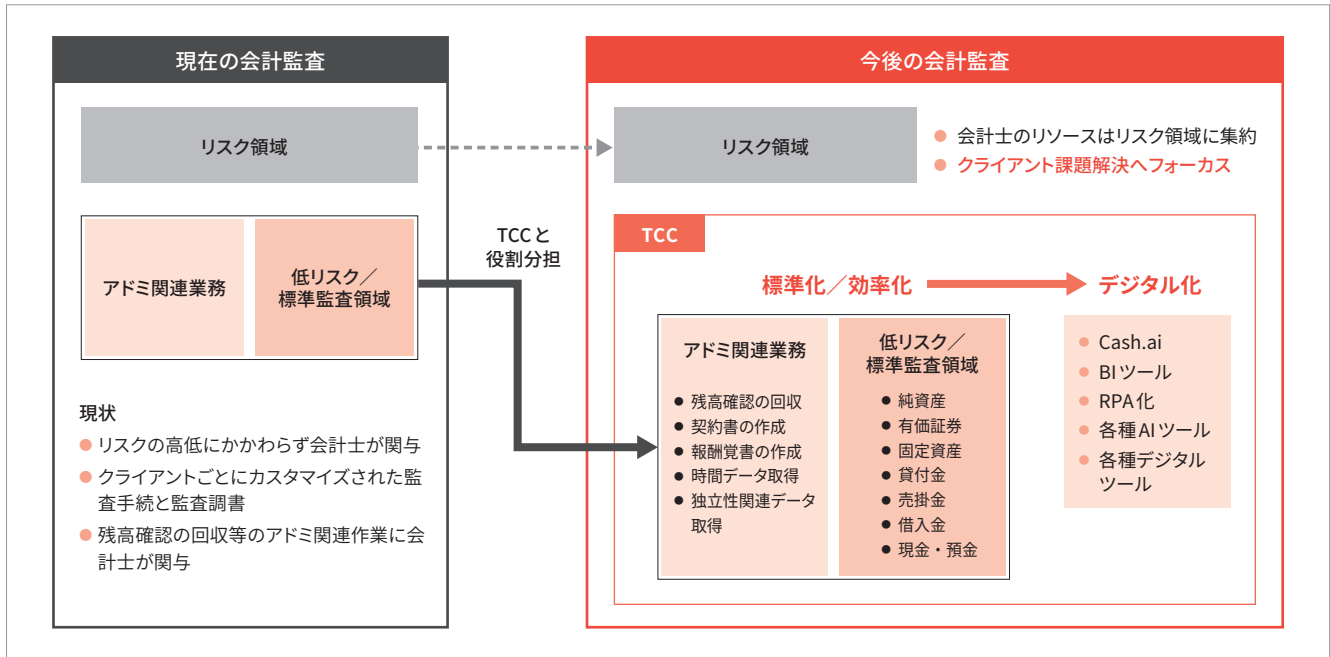
により、言語の壁は一部克服していますが、抜本的な解決には至っていません。このような背景もあり、2017年頃から日本でのデリバリーセンターの設立を検討しはじめ、2018年7月にテクニカル・コンピテンシー・センター (TCC) を設立しました。TCCは、会計スキルとデジタルスキルを有する人材を採用育成し、業務の受け入れ、計画、実施、完了の全てのプロセスでエンゲージメントチームと一体となって専門的業務を遂行し、業務の標準化とデジタル化による生産性向上および高品質な業務提供を行うことをミッションとしています。日本のデリバリーモデル変革のロードマップのイメージ図は、**図表1**のとおりです。

TCCは日本特有の言語の壁を克服することを目的としていることから、SDCが実施するアドミニストレーション業務や監査業務の一部のタスクだけでなく、CCやCoEがカバーする領域も担当しています。対象拠点は東京、名古屋、大阪を中心に、ハイブリッドワークやフルリモートワークも可能です。また、標準化した業務を集約化して実施するセンターモデルと標準化していない業務も行う監査エンゲージメントチーム管轄のチームメンバーモデルの両輪で拡大しています。つまり日本のデリバリーモデルは、PwCグローバルネットワークのSDC/CC/CoEの領域はセンターモデルでカバーし、RTMの領域はチームメンバーモデルでカバーする「ハイブリッド型の日本独自のモデル」といえます。以下では、2018年7月の設立以降の日本の取り組みの概要をいくつかの観点から紹介します。

### (1) 人材採用と人材育成

日本では公認会計士試験の合格者が限られているため、会計スキルとデジタルスキルを有する人材を採用することはかなりの困難を伴いました。立ち上げ当初は、監査未経験の人材をアシスタントとして採用し、アドミニストレーション業務や確認状の発送・回収などの判断を伴わない業務から始めました。SDCのメニューを参考にタスクのメニュー化を図り、業務範囲を拡大し、採用も増やしてきました。SDCの業務が拡大すると、CCやCoEが実施する業務領域のニーズも高まってきました。これらの領域を責任もって担う人材として、経理、内部監査、会計システム導入などの経験をもつ人材の採用を開始しました。さらには、会計やファイナンスを学ぶ大学生などから、未経験でもスキルを有する人材の採用も行っています。これらの人材採用のパイプラインを拡大することで、インドのように会計士人材の採用はできないものの、教育レベルが相対的に高い日本においては会計スキルとデジタルスキルを有する人材の採用が可能となりました。

図表1：デリバリーモデル変革のロードマップ



出所：PwC作成

その結果、多様なバックグラウンドをもつ、ダイバーシティに富んだ人財の採用も実現することができました。

日本はインドのように会計士資格を有する人財が多くはないことから、会計スキルとデジタルスキルを有していても監査の知識や経験はほとんどないケースが多く、人財育成のための研修やワークショップおよびOJT (On the Job Training) はこれまで以上に必要とされています。そのため、PwCグローバルネットワークが提供している監査の研修に加え、それらを補完する知識のインプット型の研修と実務的なアウトプット型のワークショップを部門として実施することで、部門全体の底上げを行っています。最近ではデジタルツールの活用が進んでいるため、デジタルツールを使いこなすためのワークショップが増えてきており、人財育成は部門として最も投資している分野の1つとなっています。

## (2) 業務の標準化とデジタル化

SDCのメニューやCC/CoEの17の標準監査モデルを参考にタスクのメニュー化を図る過程においては、年間の監査業務のタスクを分解して棚卸を行い、品質管理本部と連携し、標準化できる領域を特定して日本の標準モデルを整備し、TCCが実施できるものについてはマニュアルを作成してきました。これにより、誰でも標準モデルに基づき業務を行えるようになり、業務のレビュー時には誤りや異常値が発見しやすくなるなど品質向上にも寄与しました。

標準化された業務はセンターモデルに集約され、エンゲージメントチームからのリクエストを受け付けるポータルサイトが開発され、窓口が一本化されました。リクエストはチケット管理され、進捗なども確認できるようになりました。このように、センターモデルで実施する業務は全てチケット管理され、エンゲージメントチームがダッシュボードを通じて、どのような業務を依頼していて、それぞれの進捗がどうなっているのかがエンゲージメントごとに確認できるため、安心して業務を進めることができます。

レポートの出力や時価のチェックなどの単純な定型業務については、RPA (Robotic Process Automation) を活用して自動化し、人の手を介さずに業務を提供できるようになっています。現在では、クライアントマスターで情報を事前入力しておくことによりチケット起票も自動化し、リクエストを適切なリソースにアサインするためのチケット割り振りの自動化も実装しており、生産性の向上につながっています。

## (3) センターモデルとチームメンバーモデルによる拡大

TCCの設立当初は、業務の標準化とデジタル化による業務の集約を主な目的としていたため、センターモデルによる拡大が志向されていました。そのため、タスクのメニューの拡大に合わせてセンターモデルを拡大していきました。特に、現金・預金、純資産、開示などの標準監査モデルは、日本の半数近くの監査エンゲージメントのセンター化を実現して

おり、標準化による品質向上につながっています。また、保険業など業種特有の領域やITシステムなど特定の領域の監査業務の標準化も進めており、センターモデルの拡大につながっています。

一方、PwCグローバルネットワークでは、RTMモデルへの移行が急速に進んでおり、標準化を継続しつつ、日本版のチームメンバーモデルの重要性を考慮するようになっていきます。標準化とデジタル化の波にしっかり対応しつつ、人財がロイヤリティをもって業務に取り組み、さまざまな業界や業種に関わりつつ成長につながる経験を積むことは、メンバーにとって財産になると考えています。3～5年単位でセンターモデルとチームメンバーモデルを両方経験することで、業務の幅を広げることもでき、標準化とデジタル化の変化の理解や体系立った監査経験を得ることもつながっています。

このように、個人のキャリアは人財のローテーションによって経験を固定化せず、人財には業務の幅も広げつつ会計スキルとデジタルスキルをもって、さまざまな領域で活躍してもらうことが重要だと考えています。今後もセンターモデルとチームメンバーモデルのバランスを考慮しながら、両輪で拡大していくことが期待されます。

#### (4) アシュアランスアシスタントとテクニカルスペシャリスト

当初、TCCでは、SDCが実施するような業務領域にフォーカスしていたため、「アシュアランスアシスタント (AA)」という職種を設けていましたが、CCやCoEが実施する業務領域に拡大していくため、「テクニカルスペシャリスト (TS)」という職種を新設しました。それぞれの役割と責任は図表2のとおりで、これに応じて人事制度や必須研修などが設計されています。

また、AAやTSが1年目、2年目、3年目に何を学ぶべきかといったモデルケースも策定し、展開することで、監査未経験からどのように成長していけばよいのかを具体化しました。これによりAAやTSのメンバーが何を学んでいけばよい

のかを理解できるだけでなく、プロフェッショナルとして会計士がAAやTSとどのように関わっていけばよいのか、プロフェッショナル会計士自身も何を求められていくのかを明確にすることができました。さらに、会計スキルとデジタルスキルだけでなく、チームをまとめる役割を果たせる十分な経験をもつ人財が、シニアTS (STS) やプリンシパルTS (PTS) として業務を行えるように体制を整備してきました。

こうした取り組みにより、AAからTSに転換する機会やTSからSTSやPTSにキャリアアップしていくといった、部門全体のキャリアパスが整備され、メンバーの働き方や仕事への価値観に応じた体制も整うことになりました。TCCには資格補助制度もあり、会計スキルやデジタルスキルの向上はもちろん、公認会計士やUSCPAを取得してプロフェッショナル会計士としてのキャリアをスタートする実績も増加しています。

#### (5) 業務領域の高度化とデジタル活用による生産性改革

2023年7月時点、TCCには約200名のTS、約250名のAAが所属していますが、TCCのさらなる拡大に向けてTSのリソースを拡充予定です。これは、TCCの拡大に伴って比較的複雑性が低い分野の監査手続に関するニーズが急拡大していることもありますが、データドリブンの会計監査を目指す「次世代監査プラットフォーム」の導入に向けてデジタルツールを活用した会計監査手続の実施が期待されていることが背景に挙げられます。

従来、現金および預金の監査手続を実施していたところからCash.aiのようなデジタルツールが導入されたように、他の分野でもデジタルツールの開発が進んでおり、TCCのメンバーもこれらのデジタルツールを使いこなす必要があります。9ページのテクノロジーマップ（「サステナブルな監査を実現するAudit experienceの変革」図表6参照）に記載されていますが、デジタルツールにはデータ基盤や業務インフラのように全てのメンバーが使いこなす必要があるものと、データ抽出、データ加工、データ利用のプロセスで利用する専門性

図表2：アシュアランスアシスタントとテクニカルスペシャリストの役割と責任

役職	定義
アシュアランスアシスタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計に関する限定的な知識および監査またはアドバイザリーの経験を有しており、テクノロジーの活用ができる人財。定型業務のうちデジタル化が困難な業務について、チームをサポートする業務を実施。</li> <li>● 簿記2級取得を推奨しており一定の研修を受講しているが、責任を伴う業務は実施できない。</li> </ul>
テクニカルスペシャリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計に関する一定の知識と監査またはアドバイザリーの経験を有しており、業務標準化と自動化およびテクノロジーツールの活用により生産性向上に貢献できる人財。リスクの高くないエリアの監査およびアドバイザリー業務の手続を責任をもって実施。また、テクノロジーを活用したデータ分析を実施。</li> <li>● 簿記2級に加えて研修を受講を必須としており、責任をもって業務を実施できる。</li> </ul>



を必要とされるものに分けられます。データ抽出、データ加工、データ利用の領域については、センターモデルの中に専門チームを組成して、集約していく取り組みも開始しています。

このように業務領域の高度化が図られており、これらのデジタルツールの活用によって生産性改革を進めています。

### (6) トップマネジメントによるカルチャーチェンジとKPI導入

これまで見てきたデリバリーモデル変革の実現には、既存の業務のやり方を大きく変えるだけでなく、マインドセットの変革を伴うカルチャーチェンジが必要となります。理屈では分かっている、実際に行動に移すのは簡単ではありません。海外地域でも同様に、デリバリーモデル変革にはさまざまな課題を抱えながら現在も取り組んでいる状況です。

日本では、監査総時間に対する時間をKPI (Key Performance Indicator) として導入し、トップマネジメントからの継続的なメッセージを発信することで、カルチャーチェンジに取り組んできました。設立当初のTCC比率が10%未満だった頃は、プロフェッショナル会計士、TS、AAの役割と責任の理解がされておらず、TSとAAの知識や経験も不足していたため、目指すべき高品質な監査の実現に向けて困難に直面していました。しかしながら、TCC比率が10%を超えてきた頃から、徐々に浸透してきたカルチャーチェンジの効果やTSとAAの知識と経験の向上も相まって、TCC比率の拡大のためのKPIの達成につながってきていると実感しています。

## 3 会計監査以外のアドバイザリー領域への展開

会計監査以外のアドバイザリー領域においても、業務の標準化とデジタル化によるデリバリーモデル変革は実現できるものと考えられます。TCCの人財が有する会計スキルとデジタルスキルと、会計監査経験がベースになり、会計監査以外のアドバイザリー領域への展開が始まっています。

具体的には、以前からアドバイザリー部門が提供している連結決算アドバイザリー、内部監査アドバイザリー、J-SOXやUS-SOXなどの内部統制アドバイザリー、コンプライアンス系テスト業務などについては、チームメンバーモデルでエンゲージメントチームと一体になって業務を遂行しています。一方で、従来のアドバイザリー業務もDXにより進化してお

り、デジタルスキルをベースにしたアドバイザリー領域も拡大しています。例えば、テクノロジーマップ (9ページ) に記載したデータ加工領域でデータ分析ツールを活用したレポート生成プロセスの自動化は、さまざまな領域でニーズがあると考えられます。また、PwCが開発したリスク管理に関するベンチマークプラットフォーム「Connected Risk Engine」は、サイバーセキュリティ対策、内部監査など、企業を取り巻く多様なリスクに対する管理態勢の成熟度評価と業界平均値のベンチマークデータを提供しており、こうしたデジタルツールを活用したデリバリーもアドバイザリー領域として始まっています。今後は、このようなデジタルツールの開発も増えていくと考えられ、それらを活用したデリバリーが拡大していくことが予想されます。

## 4 TCCの未来

2018年7月に設立したTCCは、過去5年間で450名にまで拡大しました。諸外国のデリバリーモデル変革での目標に鑑みると、今後数年間で1,000名規模に拡大していくことが見込まれます。PwCあらたは、「Assurance Vision 2030」を公表しましたが、TCCは高品質なデリバリーの中核としてのブランドを備え、業界ナンバーワンを実現できる組織になっていくことが期待されています。そのためには、それぞれのメンバーが会計スキルとデジタルスキルを継続して高め、さまざまな業務を経験することでDXの環境の変化に柔軟に対応できる人財であることが求められます。生成AIの飛躍的な進化や新規のデジタルツールの開発などの環境変化により、私たち自身も常にカルチャーチェンジをして業務のやり方を見直し、新しいデジタルツールを使いこなす人財であることを求められています。人財が全てである私たちにとって、人財育成に投資し続けることが、TCCが必要不可欠な組織になっていくために必要だと感じています。

PwCあらたは、デジタル社会に信頼を築くリーディングファームとなるため、人財がリードしテクノロジーが支えるアプローチでこれを実現したいと考えています。TCCは、会計スキルの継続的な向上と、前述のテクノロジーロードマップに示したデータ基盤や業務インフラ、データ抽出、データ加工、データ利用などのさまざまな領域でデジタルツールを活用して、監査およびアドバイザリーの生産性改革を実現していきたいと考えています。



---

**尻引 善博 (しりびき よしひろ)**

PwC あらた有限責任監査法人

アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部

テクニカル・コンピテンシー・センター長

パートナー

1998年青山監査法人入所、2002年公認会計士登録。大手製造業の会計監査および各種アドバイザリー業務に従事。2006年あらた監査法人入所。2013年から2015年PwCインド出向。PwCあらた有限責任監査法人では監査業務変革のデリバリーモデル変革を担当しながら、監査責任者としてグローバル企業の会計監査業務を行っている。

メールアドレス：yoshihiro.shiribiki@pwc.com

---

# アップスキリングによる監査業務変革



PwCあらた有限責任監査法人  
アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部  
シニアマネージャー 先山 剛史

## はじめに

近年、生成AIの発展が話題になるなど、デジタル関連の技術の進歩や企業のデジタル化は加速しています。新たなテクノロジーの登場により、従来のビジネスプロセスが陳腐化するリスクが企業には存在し、従業員も同様に従来のスキルが通用しなくなる可能性があります。

このような環境の中、デジタルトランスフォーメーション(DX)を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革の必要性が高まっていますが、これは単に新しいシステムやツールを導入するだけでは実現できず、それらを有効に使いこなして初めて実現することができます。また、新たなスキルへの適応は、専門的なスキルを持つ一部の職員だけでなく、トップ層から監査業務を行っている現場の職員までが理解し、活用できることが重要となります。こうした新たな技術や業務に適応し、スキルを習得するための取り組みは「アップスキリング」と呼ばれ、多くの企業がDXに取り組む中で耳にする機会も増えてきました。

PwCあらた有限責任監査法人(以下、PwCあらた)は、デジタルテクノロジーを活用して監査業務の変革を進めており、その実現には職員のアップスキリングが不可欠であると考えています。本稿ではPwCあらたで導入したデータ分析ツールの事例をもとに、監査変革の実現に向けた職員のアップスキリングの取り組みやその成果について紹介します。なお、本文中の意見に係る部分は、全て筆者個人の私見であり、PwCあらたの正式見解でないことをあらかじめお断りします。

## 1 データ分析ツールの導入とアップスキリングの必要性

### (1) データ分析ツールの導入

PwCあらたでデータ分析ツールを導入した背景として、監査業務におけるデータ加工の課題が大きく2つありました。1つは、膨大なデータのデータ加工の効率化や高度化です。監査業務では被監査会社からさまざまなデータを受領し、監査の目的に応じて利用しやすいように加工してから監査の手続を行います。従来、この作業は主に表計算ソフトを用いて行っていましたが、加工手順が複雑な場合にはデータ加工に多くの時間を要していました。また、大企業の監査では表計算ツールでは処理しきれない膨大なデータを受け取ることもあり、課題となっていました。

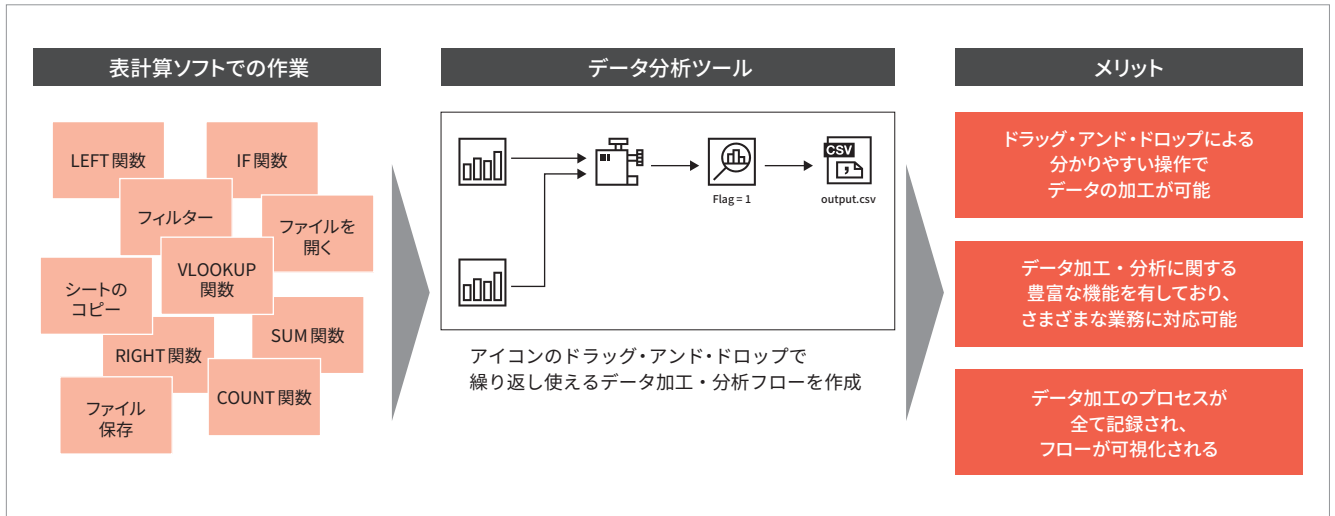
もう1つの課題は、データの加工処理の標準化です。これまで表計算ソフトのスキル向上の取り組みを実施してきましたが、表計算ソフトでは個々人のスキル差によりデータ加工の品質にばらつきがあり、属人的なデータ加工が行われるため引き継ぎや繰り返しの利用が難しく、毎年同じようなデータ加工を行うにもかかわらず、作業時間の効率化が進まないことがありました。

これらの課題に業務効率化の余地があると考え、瞬時に膨大なデータの加工が可能であり、データ加工のプロセスが全て記録され、視覚的にデータ加工の内容が理解できるデータ分析ツールを導入しました(図表1)。

### (2) アップスキリングの必要性

新たなデジタルツールを導入する際には、ツールの利用対象者は誰なのか、そのために必要なスキルをどのように身につけていくかを決めておく必要があります。この点、被監査会社のデジタル化に応じて監査で扱うデータの量や複雑性も増加していく中で、監査の目的に合わせて正しくデータを加工するスキルは、監査人にとって今後さらに重要になると考

図表1：データ分析ツールによる自動化



出所：PwC作成

えられます。そのためには、社内の職員全員がデジタルツールの利用に抵抗のないマインドセットを持つことが重要であり、PwCあらたでは全てのパートナーおよび職員の標準スキルセットとして設定しました。さらに、全職員にライセンスを付与することで、いつでもツールを利用できる環境を整備しました。

しかし、当然ながら、利用環境を整えただけではスキルは身につけません。職員のデジタルリテラシーにはずいぶん差があり、「ノーコードツール」と呼ばれる特別なプログラミングスキルを必要としないツールであっても、使用経験がない人にとっては適切に扱うのは簡単ではありません。マインドセットの醸成を含め、新たなツールに適応するための学習機会を提供する必要がありました。また、データ加工の属人化や低品質な開発といった表計算ツールの利用時に起きていた問題を繰り返さないために、ツールの導入を機に標準的な開発手法を含むベストプラクティスの普及や、監査現場と連携した運用後の継続的なサポートが必要でした。これらの取り組みの中で、ツール導入後にアップスキリングを成功させるためのさまざまな課題が明らかになってきました(図表2)。

これらの課題を解決し、アップスキリングを実現するためのアプローチとしてPwCあらたでは、(1) デジタル研修の実施、(2) 利用推進・技術サポートのための専門チームの設立、(3) 現場のDX推進をリードするメンバーの配置の3つを掲げています。以下ではそれぞれについて詳しく見ていきます。

## 2 PwCあらたにおけるアップスキリングの主な取り組み

### (1) デジタル研修の実施

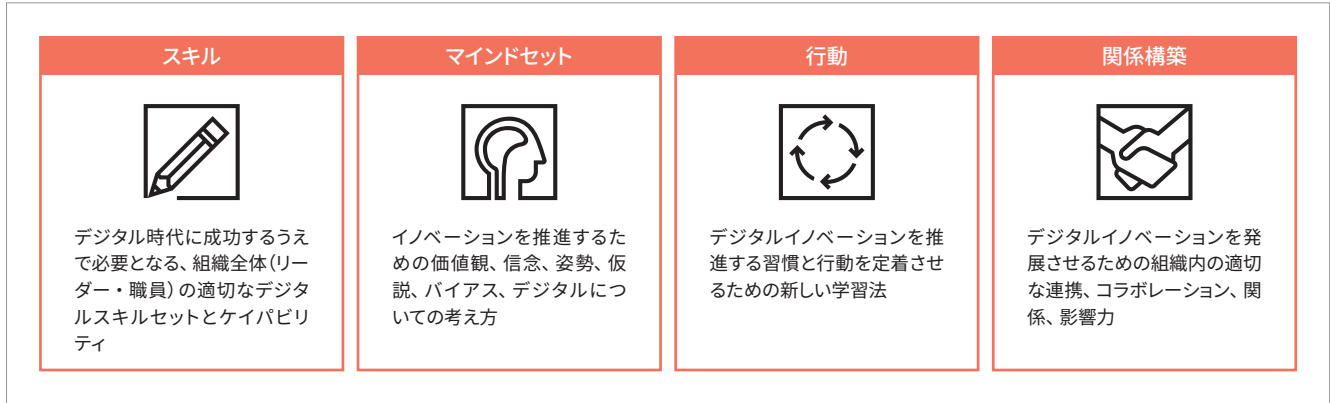
1つ目は、研修によるデジタルリテラシーの向上です。PwCあらたでは、パートナーから新入職員までの約3,000人を対象に、デジタルツールを使いこなすスキルとマインドセットを持つために「Digital BootCamp」という研修(以下、デジタル研修)を2日半かけて実施しています。この研修では、目指すべきアシュアランス業務の将来像のイメージを共有したうえで、デジタルツールを導入した目的やメリットを説明し、データ分析ツールやデータ可視化ツールの基本的な操作を学ぶことで、「デジタルにより業務が変化する意識」や「全員のスキルセットが変化する意識」を植え付けます。

実務の中でデータ加工を行う機会の多い若手職員、特に定期採用の新入職員に対しては、デジタルスキルを向上させるため、デジタル研修に加えて、1週間の対面でのデジタルに特化した研修を2021年から開始しました。デジタル研修では、操作方法を学ぶインプットが中心の内容ですが、この研修は、監査実務を想定したデータ加工を実際に行うアウトプットを中心としています。研修を受講した新入職員は、現場でデジタル化を推進する即戦力として活躍し、デジタルリテラシー向上の一翼を担っています。

### (2) 利用推進・技術サポートのための専門チームの設立

2つ目は、現場の職員をサポートし、デジタルツールの利用を推進するための専門チームの設立です。デジタル研修で

図表2：デジタル化に求められる多面的な要素



出所：PwC作成

学ぶのは基本的な操作方法であり、実際に業務で活用する場合は被監査会社から受領したデータに応じて適切な加工を行う必要があり、誤ったデータ加工や低品質な開発といった品質上の問題を起ささないための運用ルールの設定が不可欠でした。

また、デジタルツールの普及状況を把握するために定期的実施している社内アンケートによると、データ分析ツールを利用していない職員の回答として「自身のデジタルスキルに不安がある」「利用できるシーンが分からない」「利用してみたが途中でエラーが発生して解決できなかった」などさまざまな要因が浮かび上がりました。

このような課題への対応としてPwCあらたでは、利用促進や技術的なサポートを行う専門チームを設立しました。社内でも利用しているプラットフォーム上で研修では伝えきれなかった機能の説明や、エラーが出た場合の対処方法、先行して利用しているユーザーの成功事例の紹介など、利用促進のための情報を提供しています。さらに、オンラインのサポート窓口を設置し、サポート希望者に対してチャットツールを用いて技術的な支援を行っています。

### (3) 現場のDX推進をリードするメンバーの配置

最後は、現場でDX推進をリードするメンバーの配置です。デジタルツールを実務で活用する際、被監査会社の業種に特有のデータ分析や自動化に適した業務内容の検討など、研修で扱われる標準的な内容を、それぞれの業務に適合するように修正しつつ活用していく必要があります。このような細かな差異をトップダウンで対応するのは限界があります。そのため、現場の業務内容に精通している各部門の職員からデジタルツールを習得し、現場へのデジタルツール利用の検討・導入を行う「デジタルアンバサダー（デジアン）」、デジアン

の活動を統率し、所属部門にDXの活動を発信する「デジタルチャンピオン（デジチャン）」と呼ばれるメンバーを選出し、彼ら・彼女らが所属部署のデジタル文化の醸成やデジタルツールの実務導入をリードしています。また、利用推進・技術サポートの専門チームからデジチャン・デジアンに研修を行い、デジチャン・デジアン自身が担当業務の知見を反映して所属部署内で研修を行うことで、より効果的に組織全体にDXの取り組みを広めるなど、組織内での連携を図っています。

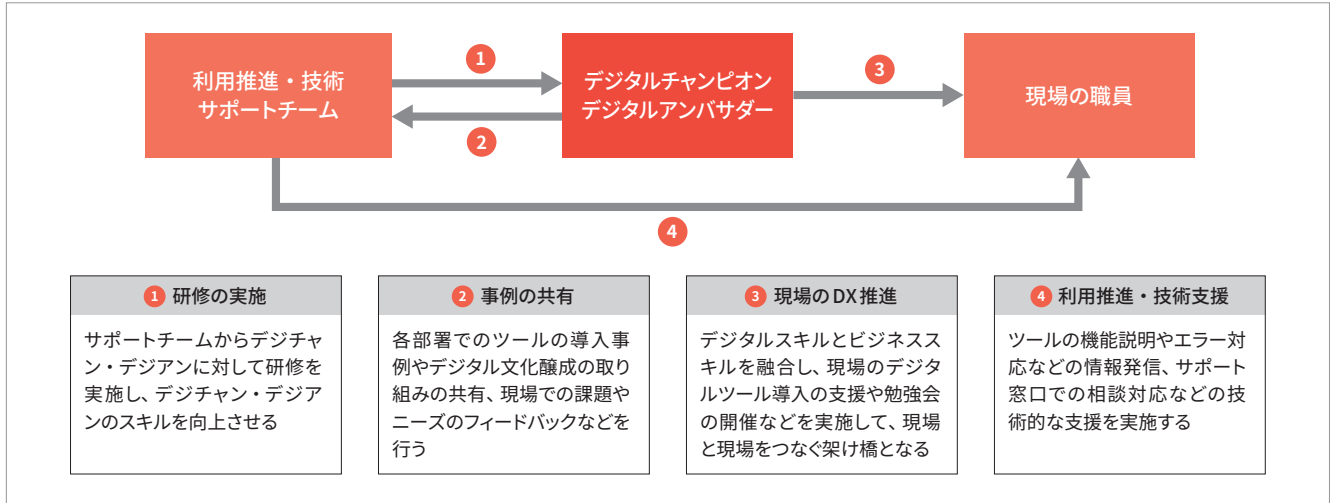
また、各部署のデジチャン・デジアンが集まり、それぞれの部署での成功事例やデジタル文化を醸成するための取り組みを共有するセッションを定期的開催するとともに、共有された他部署の取り組みを所属部署での活動に反映するというサイクルを作っています（図表3）。

## 3 取り組みによる効果について

これまでに紹介した取り組みの結果、直近の社内アンケートでは職員の4割以上が日常的にデータ分析ツールを利用しており、PwCあらた全体ではツール導入前と比較して、年間数万時間の時間削減という劇的な効果を得ることができました。時間削減により職員の日々の業務負荷も軽減され、より付加価値の高い業務へ注力できるようになりました。それ以上に重要なのは、さまざまな施策の実施により、職員一人一人が新たなデジタルスキルを習得し、DXを推進することが可能であると示したことです。

監査業務の革新は今も進んでおり、今後も私たちに求められるデジタルスキルがさらに高まっていくことは間違いありません。PwCあらたでは、これからもデジタル社会に信頼を

図表3：トップダウンとボトムアップの連携による監査現場の支援



出所：PwC作成

築くリーディングファームを目指して、人材の育成を進めていきます。

**先山 剛史** (さきやま たけし)

PwC あらた有限責任監査法人 アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部 シニアマネージャー

2008年に公認会計士試験合格後、あらた監査法人（現・PwCあらた有限責任監査法人）に入所し金融部門に所属。約8年間、保険会社を中心とした会計監査（日本基準、米国基準）に従事。現在はアシュアランス・イノベーション&テクノロジー部において、法人内部のデジタル関連の人材育成やデジタルツールを用いた業務の効率化支援等を担当。

メールアドレス：takeshi.sakiyama@pwc.com

## 第11回

## 生物多様性問題と情報開示

## はじめに

世界自然保護基金（WWF）の最新レポートによれば、世界の生物多様性は過去50年間で7割近くが失われ、人間の消費は地球が供給可能な量の1.75倍に達しているとのことです。このままでは、遠からず人間社会を支えるさまざまな自然資源が得られなくなるだけでなく、生態系が持つ気候や水に関する調整機能が弱まりかねないと警鐘が鳴らされています。

生物多様性の問題には、こうした生物へのダメージや過剰消費といった問題のみならず、遺伝資源の取引における利益分配という経済的な側面も含まれており、以前から生物多様性条約（Convention on Biological Diversity：CBD）締約国会議（Conference of the Parties：COP）で議論されてきました。

一方、ESG投資の拡大に伴って金融界からの注目も高まっており、企業情報開示についての議論が始まっています。そこで本稿では、生物多様性問題と企業との関係を整理した上で情報開示の動向を紹介し、なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではありませんのであらかじめご了承ください。

## 1 3つの多様性と生態系サービス

生物多様性には、**図表1**に示しているように、「種内」「種間」「生態系」の3つの多様性概念があります。多様な個体と種が競争的に相互依存している状態を「生態系」と呼びますが、その生態系にも多様性があり、それらが多様であればあるほど、私たちが自然から得られる恵みも豊かになるとされています。

これらの生物多様性から得られる自然の恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、私たちに食料や原材料となる生物資源の他にも余暇や学習の場をもたらしてくれます。また、それだけでなく、私たちの生存に不可欠な気候の安定化や保水・水質浄化による良好な自然環境を与えてくれます。

## 2 生物多様性が毀損する原因とその影響

多様な生物が量的・質的に健全であればあるほど、生物資源を利用する私たち人間の選択肢が多くなり、活動の可能性も広がります。逆に、その健全性が損なわれると、これまで当たり前に入手できていた生物資源の欠乏によって日常生活やビジネスでさまざまな支障が生じる恐れがあります。

図表1：3つの生物多様性

3つの生物多様性	説明
種内の多様性	「遺伝子の多様性」を意味し、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性が存在する。
種間の多様性	「種の多様性」ともいい、動物や植物から細菌などの微生物に至るまでさまざまな生物種がある。
生態系の多様性	森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などさまざまなタイプの生態系（自然環境）がある。

出所：環境省「生物多様性とは何か」をもとにPwC作成



図表2：生物多様性が直面する4つの危機

4つの危機		説明
第1の危機	開発など人間活動による危機	市街地化、森林伐採、河川改修、埋め立て、護岸建設、圃場整備などの開発行為に伴う物理的な環境変化による生育条件の悪化によって、特定種や生態系が棄損する。 乱獲など繁殖力を超えた過剰な利用は特定種の減少や絶滅を招き、観光客などによる踏み荒らしは貴重な植生に悪影響を及ぼすことがある。
第2の危機	自然に対する働きかけの縮小による危機	人口減少や中山間部での人間活動の低下によって、水田、里山、牧場等の里地里山の生態系がかく乱あるいは喪失する。 農林業の衰退や狩猟圧の低下などによってシカなどの野生動物が数を増やし、食害による植生の急激な衰退を引き起こす他、人間との確執を招く。
第3の危機	人間によって持ち込まれたものによる危機	貿易品への野生種子、昆虫、病原体の混入、また国際取引された外来生物の野生化が在来種に重大な影響をもたらす恐れがある。 殺虫剤や除草剤などの化学物質によって、送粉昆虫をはじめとする昆虫に悪影響が及んでいる可能性がある。
第4の危機	地球環境の変化による危機	地球温暖化による生育地域の急激な気候変化は、生物の移動速度を上回る恐れがあり、特に逃げ場のない高山植物や海水面の上昇の影響を受ける沿岸部の種は脆弱である。

出所：環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 ～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」(2023年3月31日) をもとにPwC作成

環境省が公開した「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性に負の影響を及ぼす原因を「4つの危機」として整理しています(図表2)。これら4つの危機はそれぞれが関連し合うことで、より複雑で深刻な問題を引き起こす恐れがあります。しかし、そのメカニズムを全て明らかにすることは、環境問題の関係性を全て解明するようなもので非常に困難と言えるでしょう。

私たちが利用する生物資源は陸や海の生態系によって提供されていますが、生態系を支える個々の生物は、有害物質や開発行為など人間活動から生じたさまざまな環境負荷の影響を受けており、総合的な対策は難しいのが現状です。生態系の破壊が進めば、食料や医薬、建築資材といった私たちの暮らしに不可欠な生物資源のストックと再生産能力が失われかねません。

また、森林や湿原のような大規模な生態系は、保水や地表の安定化を通じて自然現象を緩和していると考えられています。その破壊は、私たちの安全な生活環境を脅かすという点において防災問題とも重なります。いずれも地球温暖化と深く関連している可能性が高く、これらの問題は総合的に考える必要があります。

### 3 企業活動と生物多様性

一般に知られている生物多様性問題の多くは、特定生物の減少や絶滅といった生物科学的な問題であり、経済的な側面が見えにくいのが特徴です。その一方で、問題の危機要因には少なからず企業活動が関係していると考えられますが、企業は営利組織なので、自社の活動との因果関係が明らかでない限り、積極的に対応することは難しいでしょう。

しかし近年、生物多様性の状況悪化が人間社会に及ぼす悪影響を懸念する声が高まり、企業活動と生物多様性との関係が注目されています。そこで図表2に挙げた「4つの危機」を参考に、図表3で生物多様性を毀損する恐れのある企業の活動側面について考えてみました。

なお、こうした自然環境の問題とは別に、医薬品の原料となるような遺伝資源の国際取引においては、往々にして利用国が得る利益に比べて原産国への支払額が少なく、利益分配に大きな偏りがあるとの指摘があります。これは環境問題というより経済問題であるためここでは詳述しませんが、生物多様性条約締結国会議(CBD-COP)において活発に議論されています。

図表3：「4つの危機」に関連する企業の活動側面の考察

4つの危機	関係する企業の活動側面と影響
① 開発など人間活動による危機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動に伴う土地造成や埋め立てによる自然環境の改変</li> <li>● 原材料や商品としての生物資源のオーバーユース</li> </ul>
② 自然に対する働きかけの縮小による危機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林業の縮小による従来の自然バランスの崩壊</li> </ul>
③ 人間によって持ち込まれたものによる危機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業場からの排出物、製品および廃棄製品に含まれる有害物質による生物への悪影響</li> <li>● 生物資源やペットの国際取引および貿易品に混入した種に起因する外来種問題</li> </ul>
④ 地球環境の変化による危機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出による気候変動の促進</li> </ul>

出所：PwC作成

#### 4 生物多様性問題の経済影響と情報開示の要求

世界経済フォーラムの報告書「Nature Risk Rising: Why the Crisis Engulfing Nature Matters for Business and the Economy」によれば、世界GDPの半分以上は自然資本を頼りにする農業や水産、食品、建設などの産業から生み出される一方で、自然資本の劣化は、一見関係がなさそうなエネルギーや素材産業など多くの産業にも経済損失をもたらすとされています。

また、「Unearthing investor action on biodiversity」では、調査を受けた投資家の55%が今後2年の間に生物多様性への対応が必要だと考えている一方、91%の投資家が生物多様性保全の取り組みを評価する手法が明確でないとしています。実際、筆者がこれまで見てきたサステナビリティ報告書では、生物多様性問題と事業との関連に言及している例は多くありませんでした。

事業への影響が懸念される重要問題との関係や取り組み状況がよく分からないとなれば、資金の出し手は情報開示を求めましょう。その前例となったのが「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」であり、同じことが今、生物多様性問題でも起こりつつあります。

その表れとして、2021年の生物多様性条約第15回締約国会議 (CBD-COP15) で注目されたのが「自然関連財務情報開示タスクフォース (Task Force for Nature-related Financial Disclosures : TNFD)」です。このイニシアティブは、国連開発計画 (UNDP)、世界自然保護基金 (WWF)、国連環境開発・金融イ

ニシアティブ (UNEP FI) 等によって設立され、2023年中に情報開示フレームワークの公表を予定しています。

#### 5 TNFDフレームワークの概要

TNFDフレームワークは、本稿執筆時においてベータ版v0.4が公表されています。そこでは、陸、海、淡水、大気の4つの自然領域をエントリーポイントとし、そこに存在する自然生物と非生物から構成される環境資産が人間社会を支えており、特に生態系は、さまざまな生物が他の生物や非生物環境と相互作用することでビジネスに便益をもたらすとしてその重要性を説き、企業の開示が望まれる情報を整理しています。

図表4はベータ版v0.4が推奨している開示内容を整理したもので、その構成は気候変動に関するTCFD提言の構成と同様なものとなっていますが、最終化に向けて改訂される可能性がありますので注意してください。

この内容について、開示が推奨される情報は企業の定型的なマネジメント構造の説明と関連する定量情報なので違和感はありませんが、実際に取り組む際にはいくつかの課題がありそうです。

例えば、自社の活動と特定の生物資源との関係が明確な場合はもちろんですが、それ以外にも企業は自社の活動のみで生物との関わりを考えるのではなく、バリューチェーン全体にわたって生物多様性との関わりを確認することが望まれます。

また、自社の活動に起因する生物多様性への影響



図表4：TNFDフレームワーク - ベータ版v0.4の開示推奨内容

項目	推奨される開示の内容
ガバナンス	A. 自然関連の依存関係、影響、リスク・機会に関する取締役会の監視状況 B. 自然関連の依存関係、影響、リスク・機会の評価と管理に関する経営者の役割
戦略	A. 特定した短、中、長期の自然関連の依存関係、影響、リスク・機会 B. 自然関連のリスクと機会が、組織の事業、戦略および財務計画に及ぼす影響 C. さまざまなシナリオを考慮した、自然関連のリスクと機会に対する組織戦略のレジリエンス D. 保護が優先される地域における直接的な事業資産・活動のロケーション。関連する場合は上・下流および資金提供先を含む
リスク管理	A. (i) 直接的な操業における自然関連の依存関係、影響、リスク・機会を特定・評価するためのプロセス A. (ii) 上・下流および資金提供した活動および資産における自然関連の依存関係、影響、リスク・機会を特定するためのアプローチ B. 自然関連の依存関係、影響、リスク・機会の管理プロセス、およびプロセスに照らして取られた行動 C. 自然関連のリスクを特定、評価および管理するためのプロセスが組織全体のリスク管理にどのように統合されているか D. 自然に関連する依存関係、影響、リスク・機会の評価と対応において、影響を受ける利害関係者がどのように関与しているか
指標と目標	A. 戦略とリスク管理プロセスに沿って重要な自然関連のリスク・機会を評価、管理するための指標 B. 自然への依存と影響を評価・管理するための指標 C. 自然関連の依存関係、影響、リスク・機会およびこれらに関するパフォーマンスを管理するための目的と目標

出所：TNFD「The TNFD Nature-related Risk and Opportunity Management and Disclosure Framework Beta v0.4 - Summary」(2023年3月)をもとにPwC作成

や関連するリスク・機会を評価する際には、他の経営管理と同様に一定の客観性が求められます。温暖化問題では温室効果ガス排出量という分かりやすい指標があるのに対し、この問題では対象や範囲が広範で問題の捉え方も一様ではないため、何を指標としてどのように測定評価すべきかを綿密に検討することが求められるでしょう。

環境マネジメントや情報開示は、すでに多くの企業で実施されています。総合的に自然との関係を整理する必要のある生物多様性問題を既存の取り組みにどう組み込むのか。そのやり方は、企業と問題との関わり方によって異なるものと考えられますが、今後の実践と進展が期待されるところです。

## 6 おわりに

IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)から公表が予定されているサステナビリティ開示基準では、まず総括的な事項と気候変動情報が優先されていますが、次のフェーズでは生物多様性が基準策定の候補の1つとなっています。

一方、生物多様性に関する企業向けの国際的なガ

イダンスには、情報開示にフォーカスしたTNFDフレームワーク以外にも、自然資本への影響と依存度を評価するための「自然資本プロトコル」(Natural Capital Coalition)や「企業の生物多様性パフォーマンスの計画策定及びモニタリングのためのガイドライン」(IUCN)といったものがあります。

これからこの問題に取り組もうとする企業は、こうしたガイダンスを参考にしながら生物多様性問題への取り組みを理解、実践し、今後の情報開示要求に備えてはいかがでしょうか。

### 【参考文献】

- 世界自然保護基金(WWF)、「生きている地球レポート2022：ネイチャー・ポジティブな社会を構築するために」2022年  
[https://www.wwf.or.jp/activities/data/20221013lp\\_r\\_02.pdf](https://www.wwf.or.jp/activities/data/20221013lp_r_02.pdf)
- 環境省、「生物多様性とは何か | 生物多様性 -Biodiversity-」  
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>

- 環境省、「生物多様性国家戦略 2023-2030 ～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」2023年3月31日  
[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1\\_2023-2030text.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1_2023-2030text.pdf)
- 世界経済フォーラム報告書、「Nature Risk Rising: Why the Crisis Engulfing Nature Matters for Business and the Economy」2020年  
<https://jp.weforum.org/reports/nature-risk-rising-why-the-crisis-engulfing-nature-matters-for-business-and-the-economy>
- 「Unearthing investor action on biodiversity」2021年  
<https://www.credit-suisse.com/media/assets/microsite/docs/responsibleinvesting/unearthing-investor-action-on-biodiversity.pdf>
- 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD)  
<https://tnfd.global/>
- TNFD、「The TNFD Nature-related Risk and Opportunity Management and Disclosure Framework Beta v0.4 – Summary」2023年3月  
<https://framework.tnfd.global/introduction-to-the-framework/executive-summary/v04-beta-release/>
- 世界自然保護基金 (WWF)、「過去50年で生物多様性は68%減少 地球の生命の未来を決める2020年からの行動変革」2020年  
<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/4402.html>
- ENCORE、(Exploring Natural Capital Opportunities, Risks and Exposure)  
<https://encore.naturalcapital.finance/en/explore>
- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)、「Consultation now open: The ISSB seeks feedback on its priorities for the next two years」2023年  
<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/05/issb-seeks-feedback-on-its-priorities-for-the-next-two-years/>
- 自然資本コアリション、「自然資本プロトコル 日本語版」2017年  
[https://naturalcapitalcoalition.org/wp-content/uploads/2017/02/NCC\\_Protocol\\_AW\\_Japanese\\_Book2.pdf](https://naturalcapitalcoalition.org/wp-content/uploads/2017/02/NCC_Protocol_AW_Japanese_Book2.pdf)
- 国際自然保護連合 (IUCN)、「企業の生物多様性パフォーマンスの計画策定及びモニタリングのためのガイドライン」2022年  
<https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2021-009-Ja.pdf>

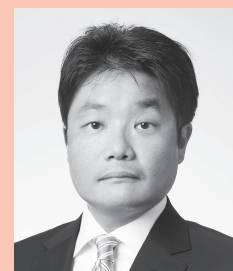
### 寺田 良二 (てらだりょうじ)

PwCあらた有限責任監査法人  
PwCあらた基礎研究所主任研究員／PwCサステナビリティ合同会社執行役員  
1989年公認会計士登録。監査業務を経てサステナビリティ事業部門を立ち上げ、企業や国・自治体のサステナビリティに関する取り組みを支援。



現在は、主にサステナビリティに関する調査研究を行う。日本公認会計士協会サステナビリティ副専門委員長、同グリーンボンド保証専門委員 (現在) の他、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー政策に関する検討会委員、環境省環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会委員、東京都排出量取引の運用に関する専門家委員など実績多数。『自然資本入門』(NTT出版、2015年)、『サステナブル不動産：マルチステークホルダーの動きから読む』(ぎょうせい、2009年)、『グローバルCSR調達：サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』(日科技連、2006年)、『環境経営なるほどQ&A：環境先進企業へのヒント』(中央経済社、2003年) などの共著他、大学やセミナー等の登壇多数。メールアドレス：ryoji.r.terada@pwc.com

# 企業会計基準公開草案第73号（企業会計基準第13号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」の解説



PwCあらた有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー一部  
ディレクター 山田 哲也

## はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2023年5月2日、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下、これらを合わせて「本会計基準案等」という）を公表しました<sup>※1</sup>。本会計基準案等は、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準として開発が進められ、このたび、現行のリース会計基準である企業会計基準第13号等の改正を目的として公表されたものです。本会計基準案等については、2023年8月4日までコメントを受け付けたうえで、審議を再開後、最終基準として公表することが想定されています。

本稿では、本会計基準案等が提案している改正案のうち実務への影響が大きいと考えられる点を中心に、その概要について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であり、PwCあらた有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

## 1 本公開草案の公表の背景

ASBJは、2007年3月に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを併せて「現行のリース会計基準等」という）を公表し、リースに関する日本の会計基準は当時の国際的な会計基準と整合的なものとなりました。

しかし、その後、2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）から国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という）が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）からFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 842「リース」（以下、「Topic 842」という）が公表されました。両会計基準では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引き渡しによりリースの借手に支配が移転した使用权部分に係る資産（使用权資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用权モデルにより、オペレーティングリースも含む全てのリースについて資産および負債を計上することとされています。この結果、日本の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性がありました。

これらの状況を踏まえ、ASBJは、財務諸表作成者および財務諸表利用者から幅広く意見を聴取したうえで、借手の全てのリースについて資産および負債を計上する会計基準の開発に着手することを決定し、検討を重ねて本会計基準案等を公表しました。本会計基準案等は、現行のリース会計基準等を置き換えるものとして、次の新たな会計基準等を提案しています。

※1 企業会計基準委員会（ASBJ）「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準（案）』等の公表」2023年5月2日  
[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2023/2023-0502.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0502.html)

- リースに関する会計基準（案）
- リースに関する会計基準の適用指針（案）

また、本会計基準案等に関連して、ASBJおよび日本公認会計士協会（JICPA）から多数の会計基準や実務指針に関する改正案が公表されています。

## 2 開発にあたっての基本的な方針

まず、借手の全てのリースについて資産および負債を計上するリースに関する会計基準の開発にあたっては、次の基本的な方針が定められました。

- ① 借手の費用配分の方法については、IFRS第16号との整合性を図る。ただし、その整合性を図る程度については、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS任意適用企業がIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる会計基準とする。
- ② そのうえで、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定める、または、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する。
- ③ 借手の会計処理と貸手の会計処理で齟齬が生じないよう、借手のための新しい会計基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準等を改正する。

また、貸手の会計処理については、IFRS第16号およびTopic 842ともに抜本的な改正が行われていないことを理由として、次の点を除き、基本的に、現行のリース会計基準等の定めを維持するとする方針が採用されました。

- ① 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図る点
- ② リースの定義およびリースの識別

## 3 本公開草案の概要

### 3.1 リースの定義およびリースの識別

本会計基準案等では、IFRS第16号の定めと整合させて、リースを「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と

交換に移転する契約または契約の一部」と定義したうえで、現行のリース会計基準等には定められていなかった、以下のようなリースの識別に関する定めを新たに設けることを提案しています。

- ① 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む。
- ② 特定された資産の使用期間全体を通じて、次のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者（サプライヤー）から当該契約の他方の当事者（顧客）に、当該資産の使用を支配する権利が移転している。
  - a. 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんど全てを享受する権利を有している。
  - b. 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。
- ③ 借手および貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分に分けて会計処理を行う。

これらにより、本会計基準案等では、その契約上の名称にかかわらず対象とする契約がリースを含むか否かを判断することが必要となることから、現行のリース会計基準等により会計処理されていなかった契約にリースが含まれると判断される場合が生じる可能性があると考えられます。

### 3.2 借手のリースの会計処理

#### (1) 全てのリースに係る資産および負債の認識

現行のリース会計基準等では、借手はリースを、ファイナンスリースとオペレーティングリースに区分したうえで、ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、オペレーティングリースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています。

本会計基準案等では、現行のリース会計基準等におけるファイナンスリースおよびオペレーティングリースの区分を廃止し、借手は、IFRS第16号の定めと同様に、原則として全てのリース取引について使用権資産およびリース負債を計上することを求めています（図表1）。

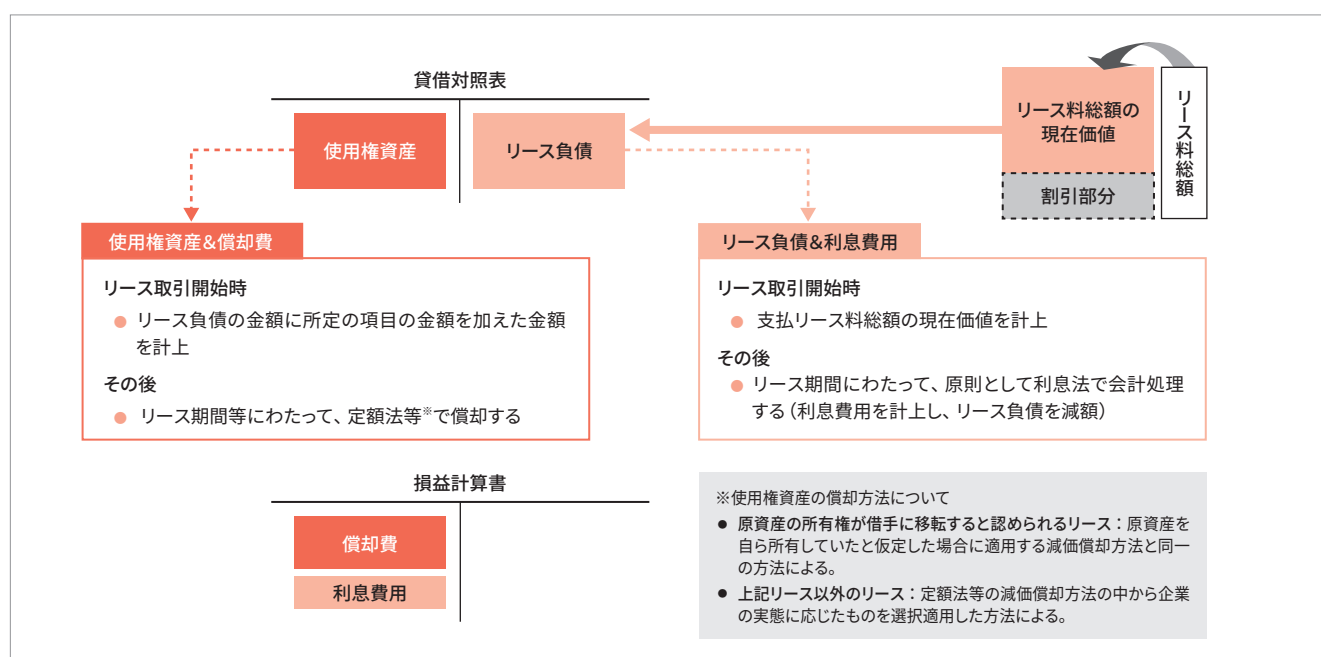
借手における会計処理のイメージは、図表2のとおりです。

図表1：借手における現行のリース会計基準等と本会計基準案等の比較

	現行のリース会計基準等	本会計基準案等
ファイナンスリースとオペレーティングリースの区分	あり	なし（廃止）
会計処理	（ファイナンスリース） 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う（リース資産およびリース債務を計上する）。 （オペレーティングリース） 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。	（全てのリース） 使用権資産およびリース負債を計上する。

出所：PwC作成

図表2：借手の会計処理のイメージ



出所：PwC作成

このように、現行のリース会計基準等におけるオペレーティングリースについても、原則として使用権資産およびリース負債を計上したうえで関連する償却費および利息費用を計上することが求められる点が、現行のリース会計基準等に対する重要な改正点になります（図表3）。

## (2) リース期間

現行のリース会計基準等では、リース期間について、貸手が借手に対して特定の物件を使用収益する権利を与える「合意された期間」として定めているのみであり、詳細な規定は定められていません。

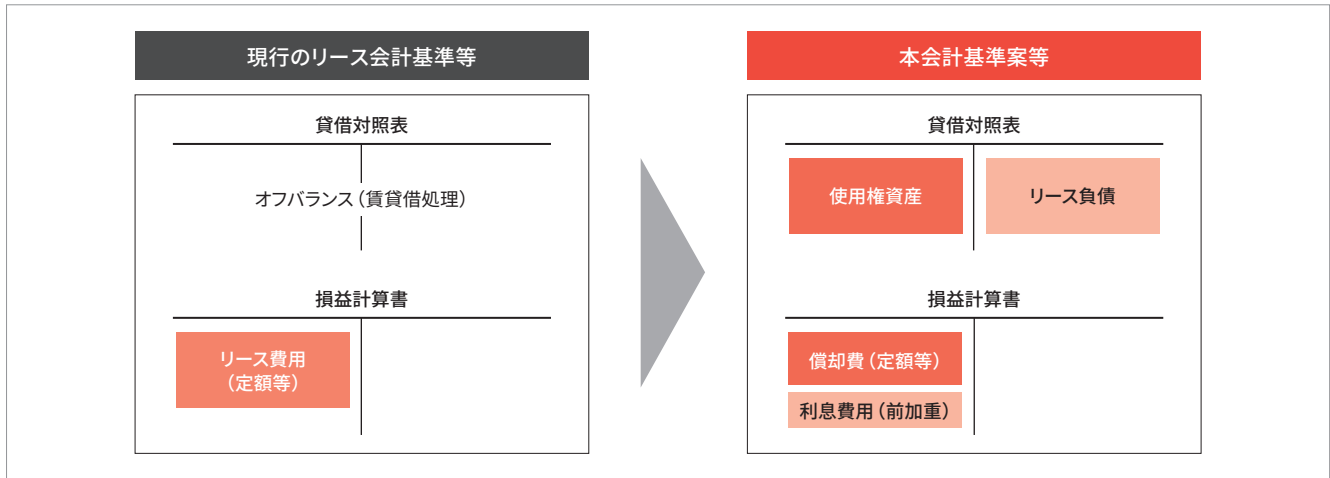
本会計基準案等では、リースの延長または解約オプションの対象期間について企業の合理的な判断に基づき、資産および負債を計上することが財務諸表利用者にとって有用な情報をもたらすこと、また、IFRS第16号におけるリース期間の

定めと整合させない場合には国際的な比較可能性が大きく損なわれる懸念があると考えられることを理由として、借手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間および借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定することを提案しています（図表4）。

借手のリース期間の決定は、借手が貸借対照表に計上する資産および負債の金額に直接的に影響を与えるものであり、借手の会計処理上、重要な要素として位置づけられることから、リース期間の決定に重要な影響を及ぼすことになる当該オプションの行使可能性の評価（すなわち、当該オプションを行使するまたは行使しない可能性が「合理的に確実」であるかどうかの判断）が重要な検討ポイントになると考えられます。

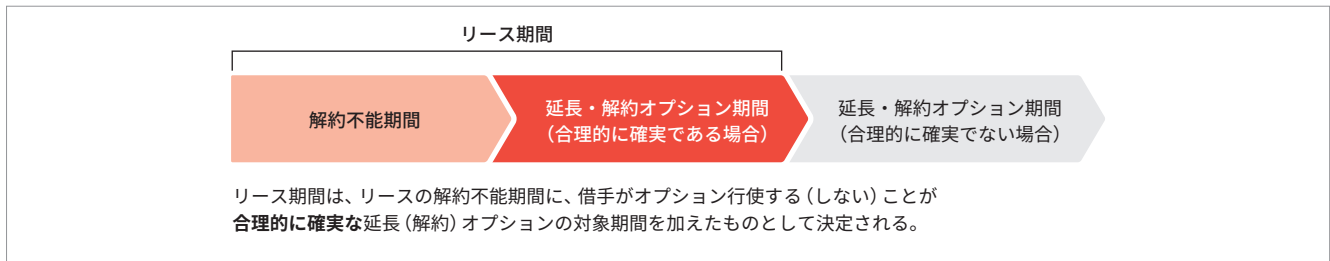


図表3：借手の財務諸表の比較イメージ（オペレーティングリースのオンバランスによる影響）



出所：PwC作成

図表4：本会計基準等における「リース期間」の決定



出所：PwC作成

本会計基準案等では、「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念および当該オプションの過去の行使実績に判断が偏る懸念に対応するため、当該判定の際に借手における経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮するとしてうえで、当該要因の例示が次のように示されています。

- ① 延長または解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- ② 大幅な賃借設備の改良の有無
- ③ リースの解約に関連して生じるコスト
- ④ 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- ⑤ 延長または解約オプションの行使条件

さらに、本会計基準案等では、不動産リースにおけるリース期間の決定に伴う困難さに関して挙げられた懸念に対応するため、日本に特有な取引等についての設例として、借地借家法上、貸手が正当な事由があると認められる場合でなければ、当該賃貸借契約の更新の拒絶の通知ができないという借地借家法の下での状況における延長オプションを含むか否か

の判断過程や、普通借地契約の下で、延長オプションを含むと判断した場合における借手のリース期間を決定する際の判断過程等を示す設例を追加的に設けることが提案されています。

**(3) リースの契約条件の変更**

現行のリース会計基準等では、リースの契約条件の変更に関する取扱いを定めていませんが、当該取扱いを明確にするために、本会計基準案等では、IFRS第16号におけるリースの契約条件の変更に関する定めを取り入れることが提案されており、下記の3つのパターンに分類したうえで具体的な会計処理を示しています。

まず、リースの契約条件の変更が次の2つの条件のいずれも満たす場合には、実質的に変更前のリースとは独立したリースが生じるものと考えられるため、当該リースの契約条件の変更を独立したリースとして取り扱い、変更前のリース開始日の会計処理と同様の会計処理を行うこととしています。

- ① 1つ以上の原資産を追加することにより、原資産を使用する権利が追加され、リースの範囲が拡大されること
- ② 借手のリース料が、範囲が拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適切な調整を加えた金額分だけ増額されること

次に、上記の判定の結果、独立したリースとして会計処理されないリースの契約条件の変更のうち、リースの範囲が縮小されるもの（例えば、リースの対象となる面積が縮小される場合や契約期間が短縮されるもの）については、リースの契約条件の変更前のリースの一部または全部を解約するものと考えられるため、変更後の条件を反映してリース負債を修正するとともにリースの一部または全部の解約を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額し、これらの差額を損益に計上する会計処理を行うとしています。

最後に、前述した独立したリースとして会計処理されないリースの契約条件の変更のうち、リースの範囲が縮小されるもの以外のもの（例えば、リース料の単価のみが変更される場合や契約期間が延長される場合）については、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、リース負債の修正額に対応する金額を使用権資産に加減する会計処理を行うとしています。

**(4) リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し**

本会計基準案等では、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、①借手のリース期間に変更がある場合、または②借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合には、リース負債の計上額の見直しを行うこととしています。①または②に該当する具体的な状況は、**図表5**のとおりです。

**(5) 短期リースおよび少額リースに関する簡便的な取扱い**

本会計基準案等では、借手は、現行のリース会計基準等

と同様、短期リースおよび少額リースについて、リース開始日に使用権資産およびリース負債を計上せず、リース期間にわたって原則として定額法により費用処理できるとしています。

少額リースについては、現行のリース会計基準等では、以下の①および②の2つの基準が定められていますが、本会計基準案等では、IFRS第16号における定めを踏まえて、少額リースの新たな定量基準として③原資産の価値が新品時におよそ5,000米ドル以下のリースを追加し、定量基準については会計方針として②と③のいずれかを選択適用できるようにすることを提案しています。

- ① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース
- ② 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりの借手のリース料が300万円以下のリース
- ③ 原資産の価値が新品時におよそ5,000米ドル以下のリース（新設）

**3.3 貸手のリースの会計処理**

**(1) リースの分類**

本会計基準案等では、貸手の会計処理については、借手の会計処理とは異なり、基本的に現行のリース会計基準等の定めを維持するとされており、ファイナンスリースとオペレーティングリースの区分およびファイナンスリースにおける所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースの区分も変更されていません。

**(2) リース期間**

国際的な会計基準においては、貸手のリース期間について、借手のリース期間と共通の定めになっています。しかしなが

図表5：リース負債の計上額の見直し

ケース	具体的な状況
リースの契約条件の変更が生じていない場合で、借手のリース期間に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借手の統制下にあり、延長オプションを行使すること等が合理的に確実であるかどうかの借手の決定に影響を及ぼす重要な事象または重要な状況が生じたため、延長オプションの行使可能性等の評価を見直した結果、借手のリース期間に変更が生じた場合</li> <li>● 延長オプションの行使等により、借手の解約不能期間に変更が生じた場合</li> </ul>
リースの契約条件の変更が生じていない場合で、借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原資産を購入するオプションの行使についての判定に変更がある場合</li> <li>● 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額に変動がある場合</li> <li>● 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料に変動がある場合</li> </ul>

出所：PwC作成

ら、借手による延長または解約オプションの行使可能性が合理的に確実か否かを貸手が評価することは困難であること、および今回の改正は主として借手の会計処理を改正することを目的としていることを理由として、本会計基準案等では、貸手のリース期間については国際的な会計基準との整合性を図らずに現行のリース会計基準等の定めを踏襲することが提案されています。

### (3) ファイナンスリースの取扱い

現行のリース会計基準等では、貸手のファイナンスリースの会計処理について以下の3つの方法の選択適用が認められていますが、本会計基準案等では、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったこととの整合性を考慮し、②の方法を廃止することが提案されています。

- ① リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- ② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（本会計基準案等により廃止）
- ③ 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

さらに、本会計基準案等では、①の方法の採用については、収益認識会計基準との整合性を考慮し、貸手が原資産と同一の製品または商品を販売することを主たる事業としている場合に限定するとされています。

### (4) オペレーティングリースの取扱い

現行のリース会計基準等では、オペレーティングリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことのみを定めており、収益の計上方法に関する具体的な会計処理は示されていません。

本会計基準案等では、フリーレント（契約開始当初数カ月間賃料が無償となる契約条項）やレントホリデー（例えば、数年間賃貸借契約を継続する場合に一定期間賃料が無償となる契約条項）に関する会計処理を明確にすることにより収益認識会計基準との整合性を図るために、貸手は、リース料についてリース期間にわたり原則として定額法で計上することが提案されています。

## 3.4 注記事項

### (1) リースに関する注記

本会計基準案等では、リースに関する注記における開示目的を、借手または貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と合わせて、リースが借手または貸手の財政状態、

経営成績およびキャッシュフローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することと定めています。また、開示目的を達成するためのリースに関する注記として、次の事項を示しています。

#### ① 借手の注記

- a. 会計方針に関する情報
- b. リース特有の取引に関する情報
- c. 当期および翌期以降のリースの金額を理解するための情報

#### ② 貸手の注記

- a. リース特有の取引に関する情報
- b. 当期および翌期以降のリースの金額を理解するための情報

上記の各注記事項に関して、IFRS第16号の定めと整合的なものとする具体的な注記事項は、一部取り入れられていないものを除き、IFRS第16号と整合的なものとなっています。また、各注記事項のうち、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことを認めています。

### (2) 金融商品の時価等の注記

本会計基準案等の検討に併せて、金融商品の時価等の開示に関する定めについても検討された結果、国際的な会計基準との整合性等を考慮して開示の簡素化を一部図ることが提案されています。具体的には、リース負債については、「金融商品の時価等に関する事項」および「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の対象から除外し、リース債権およびリース投資資産については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記の対象に引き続き含めるものの、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の対象からは除外するとされています。

### (3) 賃貸等不動産の時価等の注記

賃貸収益またはキャピタルゲインの獲得を目的としてリースの借手により使用権資産の形で保有されている不動産を賃貸等不動産の定義に新たに含めるものの、使用権資産の時価の算定に係るコスト等を考慮し、当該使用権資産については時価およびその算定方法を注記の対象外とすることが提案されています。



### 3.5 適用時期

本会計基準案等では、具体的な適用時期は示されていませんが、以下のように、最終基準の公表から2年程度経過した日を想定している旨が示されており、早期適用を認めることも提案されています。

- 本会計基準案等は、20XX年4月1日〔公表から2年程度経過した日を想定している。〕以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。
- ただし、20XX年4月1日〔公表後最初に到来する年の4月1日を想定している。〕以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から本会計基準案等を適用することができる。

## 4 おわりに

本公開草案は、現行のリース会計基準等が2007年3月に改正されて以来の、リースに関する会計処理および開示の大幅な改正を提案しています。そのため、企業のリースの保有状況次第では、特に、幅広い業種における借手の企業の財務諸表に対して重要な影響を及ぼす可能性があり、財務報告に係る業務プロセスおよびシステムに対する見直しが必要となるケースも想定されます。本会計基準案等の適用開始に戦略的に備えるため、まずは、本改正による影響の範囲および規模についての予備的な評価を早期に着手することが重要であると考えられます。

### 山田 哲也 (やまだ てつや)

PwC あらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザリー部 ディレクター

2001年公認会計士登録。20年以上の会計監査・アドバイザリー経験を有し、現在は、国内大手金融機関および事業会社向けの会計（日本基準、IFRSおよび米国会計基準）関連アドバイザリー業務に従事。2018年から2021年まで、企業会計基準委員会（ASBJ）に出向し、国内会計基準の開発および国際的な意見発信の活動に従事。

日本公認会計士協会 金融商品専門委員会専門委員（現在）

執筆：『IFRS「金融資産の減損」プラクティス・ガイド』（PwCあらた有限責任監査法人編、中央経済社）

メールアドレス：tetsuya.yamada@pwc.com

## インダストリーインサイト (6)

## 電力事業者の市場取引リスク管理



PwCあらた有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー部  
エネルギー・資源、電力・ガス、金属・鉱業 インダストリー  
シニアマネージャー 雨田 耕太郎

## はじめに

2016年4月に電力の小売全面自由化がスタートしてから、約7年が経過しました。その間、小売電気事業者が新たに開放された電力市場に多数参入し、2023年3月末時点で721の小売電気事業者が登録されています。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーの導入が進む中、発電事業者の参入も相次いでいます。

一方、昨今の燃料価格の高騰、円安の進行などにより、燃料価格や、日本卸電力取引所での電力取引価格が上昇傾向にあります。その結果、固定価格での販売、変動価格での調達を行っている小売電気事業者は、販売価格と調達価格の逆ザヤによる採算悪化で、市場退出を余儀なくされるケースが増えています。

このような状況を受け、経済産業省・資源エネルギー庁は、小売電気事業者・発電事業者が事業のリスク管理を実施する必要性を説いた「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針（2021年11月制定（2022年3月最終改正）」（以下「市場リスクマネジメントに関する指針」という）<sup>※1</sup>を公表しており、その後の審議会でも議論が行われています。

このような事業リスクの管理においては、適切なリスク量測定に基づいたヘッジ手段の導入が考えられますが、ヘッジ手段としてデリバティブ取引を行うには、内部統制の整備・運用ならびに会計処理の検討が必要となります。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 小売電気事業者・発電事業者を取り巻く環境変化

ロシアのウクライナ侵攻などによる原油、石炭、LNGといった燃料価格の高騰や、日本銀行の金融緩和政策の継続による円安の進行などを要因として、日本の火力発電事業者の燃料調達価格、ならびに小売電気事業者の相対取引での電力調達価格および日本卸電力取引所での電力取引価格が上昇しています。例えば、小売全面自由化が始まった2016年、原油価格の代表的な指標の1つであるドバイの年ベースの価格は1バレル当たり41.20米ドルだったのに対し、直近の2022年では97.05米ドルにまで上昇しています。為替レートも、2016年4月は1米ドル106.2円でしたが、2023年5月には134.5円にまで上昇しています。これに連動する形で、日本卸電力取引所での市場取引価格も上昇傾向にあり、年平均で2016年は8.46円/kWhであったのに対し、2021年は13.46円/kWh、2022年は20.41円/kWhとなっており、電力の需給ひっ迫が生じやすくなっています。さらに、高騰する電力調達価格を販売価格に転嫁できない小売電気事業者の離脱が進んでいる状況です。

こうした状況を受け、経済産業省・資源エネルギー庁は、小売電気事業者・発電事業者が事業のリスク管理を実施するポイントについて「市場リスクマネジメントに関する指針」として公表し、当該ガイドラインに沿った事業運営を推奨しています。

スポット市場での取引は大きな価格変動リスクを伴います。自社の経営体力を超えたリスクを抱えた状態で、実際に市場価格の高騰などの要因により、電力サービスの提供を途絶させることは望ましくありません。地域社会や需要家に安定的な電力サービスを提供するために、電気事業者はスポット市場が大きな価格変動リスクを伴う市場であることを再認識し、適切にリスクマネジメントを実施すると同時に、適切な情報開示が必要となります。経済産業省における電力・ガス

※1 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/pdf/shijoriskmanagement.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/shijoriskmanagement.pdf)

基本政策小委員会や電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合等の審議会の中でも、事業者による市場リスクマネジメントの取り組みの重要性や、需要家への情報開示のあり方についての提言が議論されているところです。

## 2 ビジネスリスクの評価

「市場リスクマネジメントに関する指針」では、小売電気事業者、発電事業者のリスク評価・管理について、望ましい行為を挙げています（図表1）。

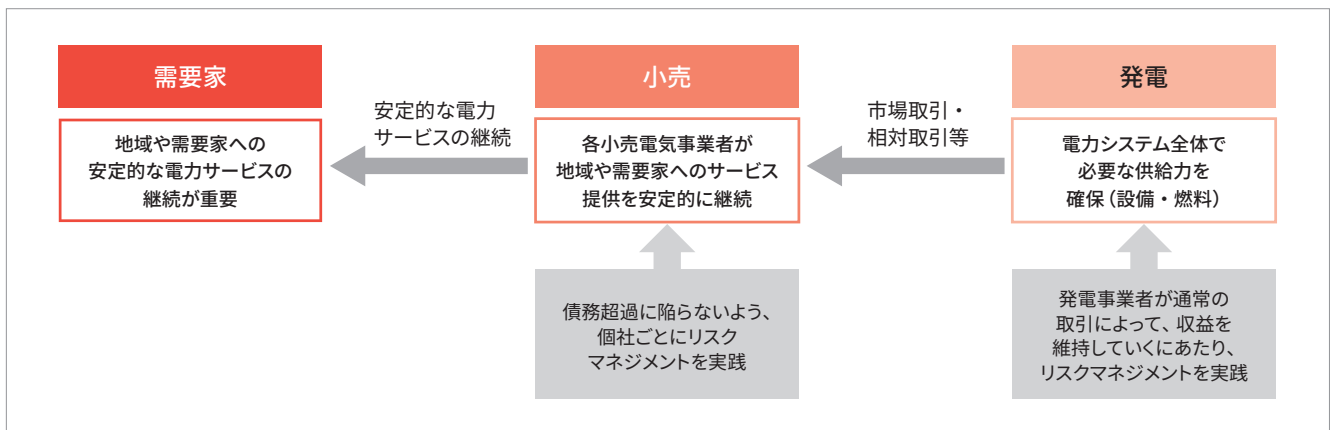
まず、小売電気事業者については、その事業特性として、季節的に需要が変動するため、需要に応じた最適な供給力を確保する必要があります。しかし、多くの小売電気事業者がショートポジション（需要に対して少量の供給力を確保する）を取った場合、夏や冬などの需要が高まる時季には不足分を市場から調達するため、スポット市場の価格が高騰するというリスクがあります。逆に、多くの小売電気事業者がロングポジション（需要に対して多量の供給力を確保する）を取れば、春や秋などの低需要期には余剰電力を市場に売却するため、スポット市場の価格が下落するリスクがあります。いずれの場合も、需要家への販売メニューは市場価格連動型でない限り販売価格へ市場価格高騰を転嫁することができないため、調達取引において価格変動によるリスクがあります。実際にこのような事態が発生し、調達価格の大幅な上昇による逆ザヤが発生し、小売電気事業者の自己資本を超える負担が生じることとなれば、信用力の下落、追加の証拠金差入れや事業資金借入条件悪化による収支圧迫、加えて債務超過に陥り、地域や需要家へのサービスの継続が困難となる

可能性があります。その結果、地域や需要家に対して安定的な電力サービスを実現する観点から、小売電気事業者においては、スポット市場の価格や需要の変動リスクを定量的に評価し、そのリスク量が経営体力の範囲内に収まっていることを定常的に管理することが望ましいとされています。

次に、発電事業者のリスク管理について見ていきます。小売電気事業者が安定的な電力サービスを実現するためには、電力システム全体で必要な供給力が確保されていなければなりません。そのために電源アセット運用の最適化を目指すことが、①発電事業者の利益確保につながり、②小売電気事業者に電源アクセス機会をもたらし、③電力システム全体の需給バランスの平準化にも資することになります。電源アセット運用を最適化するには、運用における不確実性（リスク）を把握した上で、利益を確保するためにリスクを取るのか、リスクをヘッジするのかといった意思決定を行うことが重要であり、それによって、リスクの所在や取り得るリスク評価・管理策も異なってきます。加えて、電力自由化が進んでいる現在の発電事業環境では、さまざまな市場が形成され、発電事業者がさらされるリスクやリスク評価・管理策は変化・多様化しています。このような現状を踏まえ、自社におけるリスクの所在とリスク評価・管理策を随時検討・見直すことは、最適なリスク管理のために重要となります。したがって発電事業者は、発電事業における自社のリスクの所在を明らかにし、それぞれのリスクに対してリスク評価・管理を実施し、最適な電源アセット運用を目指すことが望ましいとされています。

「市場リスクマネジメントに関する指針」と同時に公開された「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」（以下、「参考事

図表1：市場リスクマネジメントに関する指針の必要性および対象リスクの全体像



出所：経済産業省「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針（2021年11月制定（2022年3月最終改正））」をもとにPwC作成

例集」という)<sup>\*2</sup>では、小売電気事業者・発電事業者におけるリスクマネジメントの大きな流れを次のように示しています。

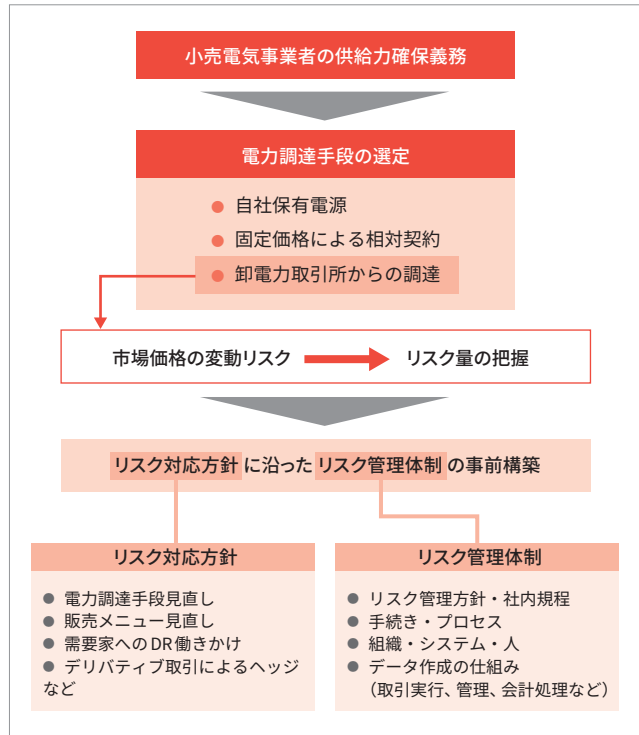
- ① 自社が抱える取引数量・価格・期間における固定されている部分と変動する部分（ポジション）の定量的な把握
- ② 把握したポジションをもとにリスク量を算出し、そのリスク量を経営体力等と比較
- ③ ①②を踏まえた、リスクヘッジの実践

「市場リスクマネジメントに関する指針」にも示されているように、燃料市場・電力市場の価格変動のリスクに対しては、リスク管理の考え方をういた対策が必要となります。まず、電力の需給予測に基づいた需給計画を策定し、自社がどの程度のリスクにさらされているかを適切に把握することが大前提となります。特に需要に対する調達側については、固定価格での相対契約をどの程度締結できるのか、残り部分の価格変動リスクがある契約・市場調達分について、どの程度固定化のニーズがあるのかを踏まえた検討が必要となります。また、発電事業者と小売電気事業者のリスクに対する考え方の違いを踏まえたリスク対応が必要となります。

発電事業者は、プロジェクトファイナンスによって大型投資の資金調達を行うとともに、投資を回収するにあたっては固定価格での相対契約が好ましくなります。燃料調達手段、販売価格設定の見直しなど、リスクへの対応方法も複数考えられますが、燃料価格の変動、販売側での相対契約における価格変動ならびに卸電力取引所市場での価格変動に対して、一定の固定化によりリスクヘッジを行う場合には、発電事業者では、燃料先物、電力先物などのデリバティブ商品を用いてヘッジを行うことが想定されます。

小売電気事業者は、変動する需要に合わせて調達取引も変動させる場合、調達と販売のポートフォリオを近似させることで一定のリスクヘッジが可能となります。小売電気事業者側でも、リスクへの対応方法として、調達手段や販売メニューや販売価格の見直し、需要家へのデマンドレスポンス（DR）働きかけなど、多様な手段が考えられます。購入側および販売側での相対契約における価格変動、卸電力取引市場での価格変動等に対して、一定の固定化によってリスクヘッジを行う場合は、小売電気事業者でも電力先物、燃料先物等のデリバティブ商品を用いてヘッジを行うことが想定されます。

図表2：小売電気事業者に課されている義務と必要となる体制整備の関係図



出所：PwC作成

発電事業者・小売電気事業者が市場価格の変動リスクに対応するため、デリバティブ商品を用いてヘッジを実施する場合は、社内の組織や規程類、手続き・プロセスの策定、モニタリングデータの作成の仕組みなど、体制整備も併せて必要となります（図表2）。

### 3 内部統制への影響

価格変動リスクをヘッジする目的で行う電力先物・燃料先物取引などのデリバティブ取引では、投機的な取引を防止し、適切なリスク管理を行うために、リスクの定量化を含めた内部統制の構築が必要となります。内部統制の組織設計は、取引を実行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、出納・記帳などを行うバックオフィスの3つに分かれ、特にフロントオフィスの業務を重点的にチェックする仕組みになっています。

フロントオフィスは、デリバティブ取引の実行計画を策定する際に、ミドルオフィス部門にリスクの定量化を依頼します。ミドルオフィスは、VaR (Value at Risk) などの方法を用いて、リスクの定量化情報をフロントオフィスに提供します。フロントオフィスでは、これらの情報をもとに取引計画

\*2 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/pdf/shijoriskmanagement\\_b.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/shijoriskmanagement_b.pdf)



を策定し、取締役会などの経営陣の承認を得ます。このとき、経営陣がすでに年度ベースでの取引枠について確認済みの場合は、取締役会などで個々の取引の承認を省略することもできます。

取締役会などで承認を受けた取引計画に基づき、フロントオフィスが入札等の取引を行い、契約を締結します。バックオフィスは預託金管理、出納処理、会計処理などを通じて、不正取引防止の観点からフロントオフィスの業務をチェックします。ミドルオフィスは、リスク管理情報を定期的に経営層やリスク管理委員会に報告し、リスク管理の中核として機能します。さらに、フロントオフィスが実行しているデリバティブ取引のリスクをモニタリングします。損失限度、ポジション極度額等が当初承認された枠の100%（ハードリミット）あるいは80%や75%等（ソフトリミット）などのアラームポイントの水準を超える可能性がある場合は、適時に新たな対処に関する協議・検討を行っていきます。

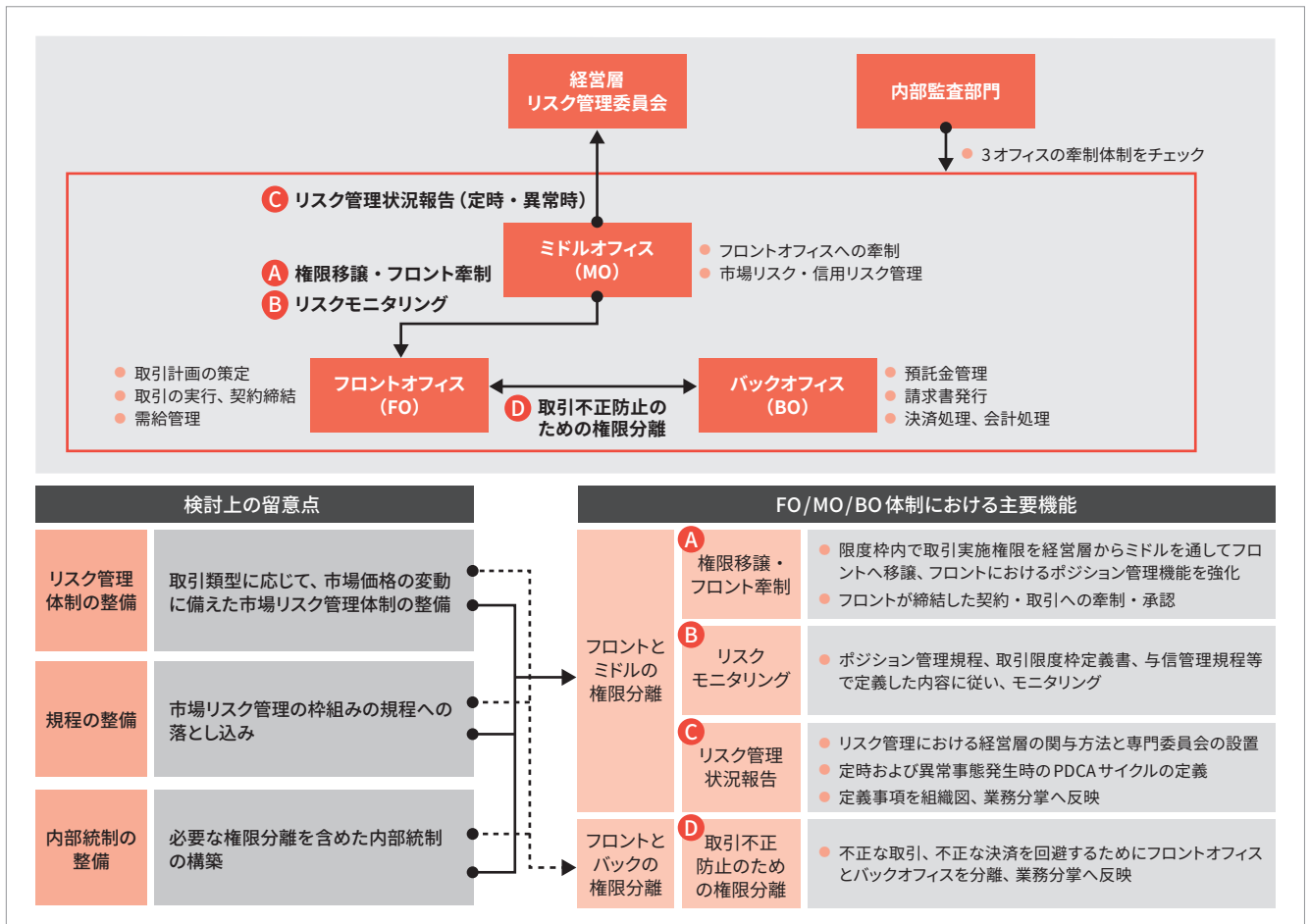
このように、リスク管理体制は、ミドルオフィスとバックオ

フィスがそれぞれ異なる立場からフロントオフィスを牽制する仕組みになっており、これら3つのオフィスが適切に機能しているかをチェックする内部監査機能を設けるのが一般的です。内部監査機能は、各オフィスが想定されている役割・機能を適切に果たしているかをチェックし、継続的な改善を促す役割があります。図表3は、リスク管理体制における各オフィスの主要な役割を示したものです。

#### 4 会計への影響

日本基準では、ヘッジ手段として実施するデリバティブ取引等については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号。以下、「金融商品会計基準」という）ならびに「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号。以下、「金融商品会計実務指針」という）などに照らした会計処理の検討が必要となります。

図表3：リスク管理体制図と各オフィスの主要機能



出所：PwC作成



まず、ヘッジ手段として利用される取引が、デリバティブ取引として金融商品会計基準の適用対象となるかどうかを確認する必要があります。金融商品会計基準の適用対象となる場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として処理することが原則となります（金融商品会計基準第25項）。当該時価評価方法も論点となります。

次に、ヘッジ手段として実施する取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件が全て満たされた場合となり、この要件を満たしているかどうか確認する必要があります。

1つ目としては、ヘッジ手段としての取引が、ヘッジ取引時において企業のリスク管理方針に従ったものであることが、以下の①または②のいずれかの方法によって確認できることが挙げられています。

- ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが文書により確認できること
- ② 企業のリスク管理方針についての明確な内部規程および内部統制組織の存在から、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること

2つ目は、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態またはヘッジ対象のキャッシュフローが固定され、その変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていることです（金融商品会計基準第31項）。

これら2つの要件を両方も満たす場合には、ヘッジ会計の適用を行うことができ、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法に

よる（金融商品会計基準第32項）こととなります。

ヘッジ会計の適用の有無にかかわらず、公正価値による時価評価が必要となるデリバティブ商品の期末ポジションについては、市場価格が存在しない場合、関連する情報に基づいて独自に公正価値評価を算出しなければならないことがあります。関連する情報をもとに独自に算出した公正価値評価の適切性に対して、どのような検証が必要となるのか、また、どのような評価方法が会計上・監査上ともに妥当な処理と認められるのかを検討する必要があります。

日本基準における会計では、ヘッジ会計を適用せずにヘッジ取引を実施している場合においても、ビジネス目的でのヘッジの効果を定期的に確認することは、内部統制上の観点からも有用であると考えられます。投機的な取引の実施を回避する、ヘッジ対象に対する適切なヘッジ手段の選択が行われていることを定期的にモニタリングしていくことで、予見しない損失の発生等を予防することができると考えられます。

## 5 おわりに

昨今の事業環境の変化により、小売電気事業者、発電事業者ともに市場リスクへの対応が特に重要となってきています。「市場リスクマネジメントに関する指針」や「参考事例集」を活用しつつ、適切な市場リスクマネジメントを実施できる体制を構築していくことが求められています。

---

### 雨田 耕太郎（あめだ こうたろう）

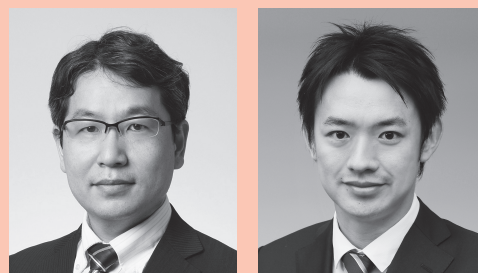
PwCあらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 エネルギー・資源、電力・ガス、金属・鉱業 インダストリー シニアマネージャー

2010年公認会計士登録。2015年8月より3年間、経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会事務局に退職出向。2018年の帰任後は、主として電力・ガス業の事業者に対する会計・内部統制アドバイザー業務を担当。

メールアドレス：kotaro.ameda@pwc.com

---

## インダストリーインサイト (7)

銀行法の改正と在庫ファイナンス  
ビジネスの展望

PwCあらた有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー一部  
パートナー 井嶋 克

PwCあらた有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー一部  
パートナー 服部 雄介

## はじめに

「近い将来、銀行はなくなる」という言葉を耳にしたことがある人は多いのではないのでしょうか。

その背景として真っ先に挙げられるのは、政策的に低金利の状況が長期化していることにより、銀行の収益性が低下している点です。また、ネット銀行やフィンテック関連企業の急速な成長により、これまで銀行が担ってきたビジネスの一部が他の企業に代替されるようになってきているという課題もあります。事実、筆者も振り込みは全てネット銀行経由で実施し、またキャッシュレス決済を活用することによりATMで現金を引き出すこともかなり減りました。借り手の企業も、銀行からの借入に代わって、クラウドファンディング等を通じて直接投資家を募ることが容易となっています。

近い将来、銀行がなくなるというのは極端な話としても、このような状況から、伝統的な銀行が自らのビジネスモデルを見直す必要性は高まっていると考えられます。

一方で、銀行の融資先である企業は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響による売上減少や、地政学リスク等に起因したサプライチェーンの再構築、生活様式の非対面への移行に適応するためのデジタル化など、銀行が支援できる可能性のある多くの課題を抱えています。

こういった状況を受けて、2021年5月「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、同月26日に公布されました。

同法は、銀行に関するビジネスモデル変革について多面的な影響を及ぼしますが、本稿では特に業務範囲規制の見直しの影響を受けると考えられる在庫ファイナンスビジネスに注目して、今後の展望を分析します。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人または所属部門の正式見解ではないことをあらかじめお断りいたします。

## 1 銀行業法の改正とメガバンクの動き

2021年5月の銀行法改正のうち、重要な改正の1つとして「業務範囲規制の見直し」があります。周知のとおり、銀行グループが実施可能な業務は銀行法で一定の範囲に限定されてきましたが、本改正において、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取り組みを後押しする観点などから、業務範囲規制が見直されました (図表1)。

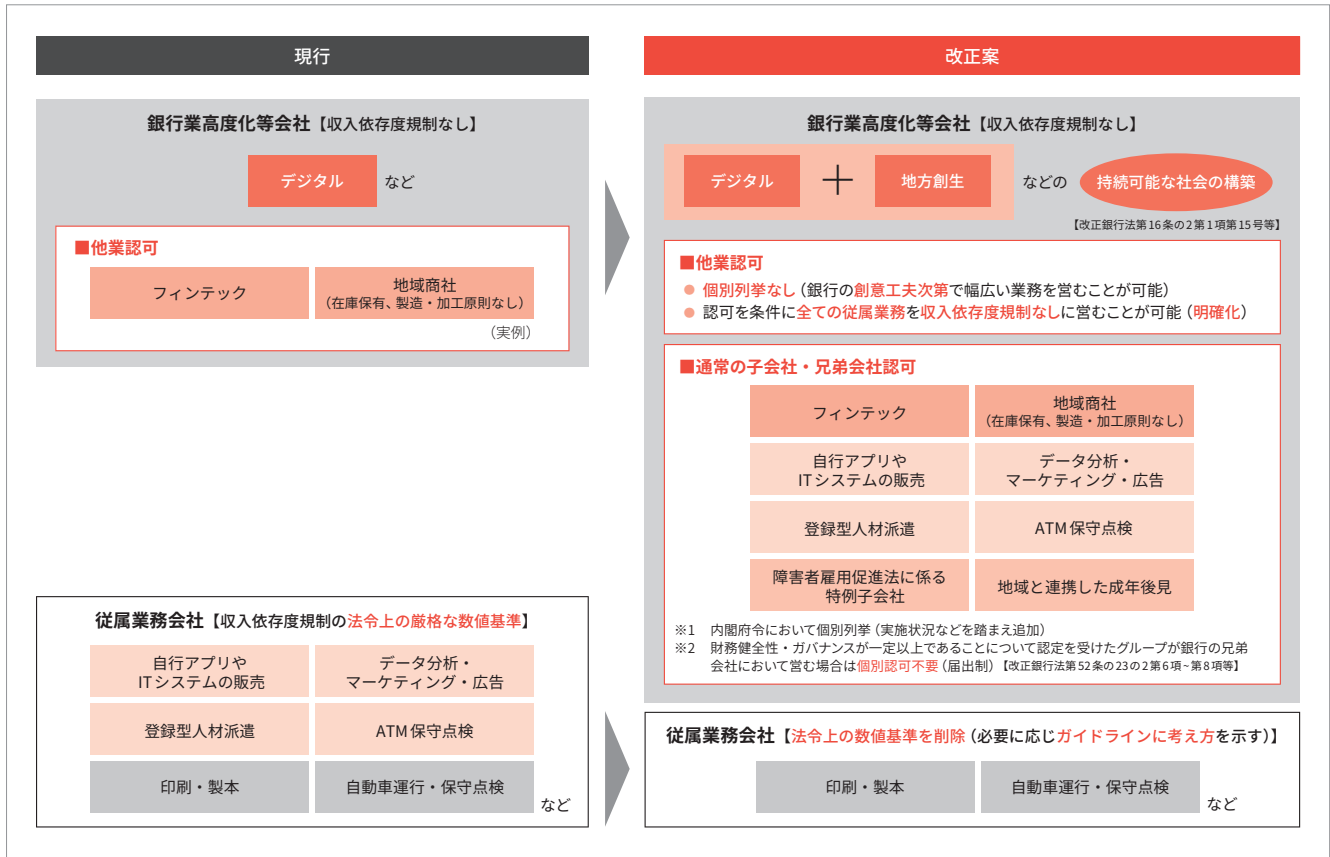
その一環として、銀行の子会社・兄弟会社については他業認可を個別列挙せず、銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能になり、これは非常に大きい改正点となっています。つまり、その業務が今回の改正の背景である「デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する」ものであれば、基本的には認可される可能性が高いものと考えられます。

この改正を受けて、各銀行等はさまざまな新規業務に取り組んでいますが、上述のとおり、本稿では銀行等による業務提供が可能となった「在庫ファイナンス」を取り上げています。

## 2 在庫ファイナンスの機能

在庫ファイナンスとは、サプライチェーンファイナンスの一種であり、広義には「在庫を利用した資金調達」です。在庫ファイナンスはサプライヤー、バイヤーともにニーズがあるサービスとなりますが、以下ではバイヤーサイドから分析します。バイヤーが在庫ファイナンスを利用する目的としては主にキャッシュフロー改善と在庫のオフバランス化 (在庫リスクからの解放) があります。

図表1：銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し



出所：金融庁2021年3月説明資料「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」をもとにPwC作成

### キャッシュフロー改善

需要に対して適時に供給を行うためには、在庫確保が必要となります。筆者が子ども用ゲーム機購入に3カ月費やす原因となった昨今の半導体不足は、電子機器製造企業であるバイヤーの在庫確保ニーズを一層高めたと言われています。

一方で在庫を確保するためには資金が必要であり、当該在庫が販売される前に購入資金の支払期限が到来すると、キャッシュフローが圧迫されます。このような近年のサプライチェーンの変化に対して、在庫ファイナンスは実質的に十分な在庫を手当てしつつ、それを利用して資金調達を可能とするため、キャッシュフローを改善する手段として重要性が高まっていると考えられます。

### 在庫のオフバランス化(在庫リスクからの解放)

上述のとおり、十分な在庫を確保するためには資金が必要となるため、結果として貸借対照表の資産と負債が増加し、自己資本比率やROA(総資産利益率)を押し下げます。また、在庫管理費用も増え、陳腐化や滅失による減損といった、い

わゆる在庫リスクをバイヤーが負担する必要があります。

このため、在庫ファイナンスを行う際に、バイヤーとしては在庫を貸借対照表に棚卸資産としてオンバランス(貸借対照表に資産として計上)させたまま担保として差し入れ、負債側に借入金を計上するといったアレンジメントではなく、貸借対照表の棚卸資産をオフバランスさせることができるアレンジメントのほうが望ましいと言えます。

## 3 オフバランスの会計処理

日本の会計基準には、棚卸資産のオフバランス要件を直接的に規定している基準はなく、収益認識に関する会計基準に規定されている「資産に対する支配が顧客に移転しているかどうか」を判断するための以下の規定に基づいて検討することが通常と考えられます。

### 収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)

37. 資産に対する支配とは、当該資産の使用を指図し、

当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力（他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を享受することを妨げる能力を含む。）をいう。

40. 資産に対する支配を顧客に移転した時点を決定するにあたっては、第37項の定めを考慮する。また、支配の移転を検討する際には、例えば、次の(1)から(5)の指標を考慮する。

- (1) 企業が顧客に提供した資産に関する対価を収受する現在の権利を有していること
- (2) 顧客が資産に対する法的所有権を有していること
- (3) 企業が資産の物理的占有を移転したこと
- (4) 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
- (5) 顧客が資産を検収したこと

しない場合がある。

- (4) 資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を顧客に移転する場合には、顧客が当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得することを示す可能性がある。
- (5) 顧客が資産を検収した場合には、顧客が当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得したことを示す可能性がある。

上記会計基準をバイヤーの観点から検討する際には「顧客」をバイヤーと読み替えて、会計基準を解釈・適用することになります。具体的には、バイヤーが以下のような条件を満たしている場合には、資産を認識しないと考えられます。

#### 収益認識に関する会計基準の適用指針

14. 会計基準第40項(1)から(5)の支配の移転を検討する際の指標については、次を考慮する。

- (1) 顧客が企業から提供された資産に関する対価を支払う現在の義務を企業に対して負っている場合には、顧客が当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を有していることを示す可能性がある。
- (2) 顧客が資産に対する法的所有権を有している場合には、顧客が当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力又は他の企業が当該便益を享受することを制限する能力を有していることを示す可能性があり、顧客が資産に対する支配を獲得していることを示す可能性がある。

なお、顧客の支払不履行に対して資産の保全を行うためにのみ企業が法的所有権を有している場合には、当該権利は、顧客が資産に対する支配を獲得することを妨げない。

- (3) 顧客が資産を物理的に占有する場合には、顧客が当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力又は他の企業が当該便益を享受することを制限する能力を有していることを示す可能性がある。

ただし、買戻契約、委託販売契約、請求済未出荷契約等、物理的占有が資産に対する支配と一致

- (1) 資産に対する対価を支払う現在の義務をサプライヤーに対して負っておらず、
- (2) 資産に対する法的所有権を有しておらず、
- (3) 資産を物理的に占有せず、
- (4) 資産の所有に伴う重大なリスクを負わず、また、その経済価値を享受できる状態になく、
- (5) 資産を検収していない。

なお、現実的には、全ての指標が充足されるケースは稀であると考えられるため、オフバランス化を決定するためには、取引実態に即して例示されている5つの指標を総合的に判定する必要があります。また、判断にあたって、それぞれの指標の相対的なウェイトは均一ではなく、例えば、法的所有権を有していないにもかかわらずバイヤーが資産を認識するといった場合は、法的には所有権のない資産を支配しているということが、他の指標により強く示唆される必要があると考えられます。

## 4 在庫ファイナンス機能の業種別比較

2で説明した在庫ファイナンスの機能を有する代表的な業種としては、商社、リース会社、物流会社、銀行などがあります。以下、それぞれの強みと弱みを在庫ファイナンスの観点から分析します。



## 商社

商社は、グローバルネットワークを活用して、自社のリスクによりバイヤーのニーズに応じた幅広い商品を調達できるという強みがあります。自社のリスクで商品を調達・保有するため、バイヤーが在庫リスクを負うことはありません。一方で、金融機能は商社にとっては副次的な価値提供となりますが、売掛金・受取手形などを通じたバイヤーの資金融通にも積極的に取り組んでいると言われています。

## リース会社

リース会社は、商品の所有権を自社で保有し、リース料という形でキャッシュフローを平準化できるという強みがあります。商品はリースに適した備品・機械等、バイヤーにとって多くの場合固定資産に区分されるものに限られますが、その所有権はリース会社が有するため、オペレーティングリースであればバイヤーが在庫を認識する必要がありません。しかし、会計基準の変更によって国際財務報告基準 (IFRS)、米国会計基準 (USGAAP) ではオペレーティングリースであってもバイヤー側で資産の認識が必要となり、日本の会計基準においてもオンバランス化される方向となっています。一方で、バイヤーにとっては初期投資が不要でリース料という形で支払いを平準化できるため、キャッシュフロー改善のメリットはあります。

## 物流会社

物流会社は倉庫を有し、在庫管理のためのシステム等インフラが強固であるという強みがあります。商社と異なり、基本的にはバイヤーからの注文に基づいて商品を調達・保管するため、在庫リスクの一部をバイヤーが負担するリスクはありますが、所有権は物流会社が有するため、バイヤーの在庫のオフバランス化が達成されるケースもあると考えられます。また、強固なインフラにより在庫を長期間保有することが可能であり、近年ファイナンス機能も備えたロジスティクスサービスも展開しているため、バイヤーに対してキャッシュ

フロー改善の効果を提供している場合もあります。

## 銀行

銀行は、資金力を生かした柔軟なファイナンスサービスを提供できるという強みがあります。一方で、これまでは銀行グループが在庫を保有することは銀行法の業務範囲規制で認められていなかったため、バイヤーによる在庫のオフバランス化に資することはできませんでした。しかしながら、上述のとおり、銀行法改正によって法的に在庫を保有できるようになったため、上述の会計基準に即してバイヤーのオフバランス化も実現可能になりました (図表2)。

したがって、銀行法の改正により、資金力を生かしたキャッシュフロー改善というサービスに加え、今まで弱みであった在庫のオフバランス化で他業種に対して不利な状況が一部改善されたと考えられます。

## 5 海外における在庫ファイナンス

今後、日本の銀行における在庫ファイナンスビジネスの可能性を考える参考として、銀行法の業務範囲規制がない海外の銀行が在庫ファイナンスビジネスにどれだけ進出しているのかを確認しました。その結果、“Commodity finance”というキーワードで検索すると、知名度のある外資系投資銀行のほとんどは該当しました。その中でも、預金と貸出の規模が大きいため本業でない業務の資産が別掲されることが稀な銀行の財務諸表において、在庫ファイナンスの損益情報と在庫情報を個別に開示している銀行もありました。

当該銀行の直近の損益計算書によると、銀行の本業である純利息収入の約2倍、役務取引収益とほぼ同額のコモディティの純売買益が計上されています。この数値から在庫ファイナンスが銀行の主要なサービスとなる可能性を秘めたビジネスであると言えます。

コモディティの純売買益が増加している理由は、主に北米

図表2：在庫ファイナンスの利点に関する業種別比較

業種	キャッシュフロー改善	在庫のオフバランス化	特徴
商社	○	○	グローバルネットワーク
リース会社	○	△	支払いの平準化
物流会社	○	○	在庫管理のインフラ
銀行 (改正前)	◎	×	資金力
銀行 (改正後)	◎	○	在庫のオフバランス化に関し、規制による不利な点は解消

出所：PwC作成



のガス市場と電力市場における需要と供給の不均衡による取引利益による増加と、特にガス、電力、グローバル石油といったコモディティ市場価格のボラティリティの上昇による顧客のヘッジ活動の増加によるものでした。

また、Value at Risk (VaR：1日後に生じうる各リスクの損失額)の開示によると、株価、利率、為替のVaRと比較し、コモディティのVaRは約10倍でした。このことはコモディティの市場価格のボラティリティが非常に大きいことを意味していますが、デリバティブ等を使った高度なリスク管理ができる銀行が、在庫ファイナンス業界で存在感を増してきている理由と推察できます。

## 6 サプライチェーン業界における日本の銀行の可能性

5で見てきたとおり、特に海外の金融機関において在庫ファイナンスはますます重要なサービスとなってきています。したがって、在庫を持てるようになった日本の銀行にとっても、在庫ファイナンスはビジネスチャンスになっていくと考えられます。

一方、業界全体の今後の展望という意味では、ファイナンスのアレンジメントの形態によらず（支払いサイトの延長か、在庫を担保とした貸付か、あるいは金融機関等による在庫

の買い取りかによらず）、ファイナンスの対象となるサプライチェーンに付随するデータや情報をいかに効率的に処理し、管理することができるかという点が共通した課題であると考えられます。

特に国際貿易においては、いまだL/C（信用状）等のペーパードキュメント上の作業が多数残っており、このような紙ベースの労働集約的な業務形態によるコスト構造が、取引条件や関係者のマージンに影響を与えています。当然、この領域においても昨今のテクノロジーの進化による、いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）の多様な試みがなされており、貿易関連データの標準化やブロックチェーンを利用した貿易情報連携プラットフォーム等の開発がさまざまな国際機関、各国政府機関や民間企業で行われているのは周知のとおりです。貿易情報連携プラットフォームについては、立ち上げ期ということもあり、必ずしも順調ではない面もあるようですが、今後もこういった取り組みは継続していくものと考えられます。

このため、サプライチェーンにおける銀行の役割を考えると、銀行法改正により可能となった在庫ファイナンス機能の発揮のみならず、銀行に蓄積された貿易取引に対する知見とデジタルテクノロジーの融合によるサプライチェーン改革の牽引という広がりもあると考えられます。

### 井嶋 克 (いじま まする)

PwCあらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 パートナー  
国内・海外の監査法人にて国内上場・海外上場企業（米国SEC登録企業を含む）の監査業務に従事。現在は、国際財務報告基準（IFRS）適用支援業務、決算プロセス構築支援業務、会計基準コンバージョン支援、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制監査（J-SOX）／米国企業改革法に基づく内部統制監査（US SOX）導入支援業務、データマネジメント体制構築支援業務など、多岐にわたる財務報告および規制関連アドバイザー業務に従事している。

メールアドレス：masaru.ijima@pwc.com

### 服部 雄介 (はっとり ゆうすけ)

PwCあらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 パートナー  
2004年入所後、国内・海外の生命保険会社・損害保険会社の監査業務に従事。2011年に財務報告アドバイザー部に異動し、主に大手銀行への海外M&A支援業務、米国会計基準（USGAAP）コンバージョン支援業務、会計アドバイザー業務に従事している。

メールアドレス：yusuke.hattori@pwc.com

# 税務コーポレートガバナンスの潮流と 税務分野におけるデータ分析の活用



PwC 税理士法人  
ディレクター 岡本 友紀子

## はじめに

2021年6月に国税庁による税務コーポレートガバナンス（以下、税務CG）の充実に向けた取り組みが見直され、企業の税務リスクに応じた的確な税務調査の選定等が推進されています。税務調査の結果、企業の税務CGの評価結果が「良好」「おおむね良好」「改善が必要」の3区分でトップマネジメントに伝達されることとなり、令和3事務年度の税務CGの評価結果の内訳も公表されています。このような背景から、企業における税務CG改善に向けた再発防止策の策定・運用の必要性が増してきており、国税庁は、税務CGの効果的な改善事例の1つとして、新たなシステムの導入によるデータ管理などを紹介しています。また、各国の税務当局でも税務調査にデータ分析が活用されるようになっており、税務分野におけるデータ管理やデータ分析の重要性が高まってきていることがうかがわれます。

本稿では、国税庁が公表している税務CGの評価ポイントを解説し、各国税務当局の動向に触れた上で、企業に求められる対応策の1つとして、税務リスクデータ分析の取り組みや有効性について紹介します。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC 税理士法人の正式見解ではないことをお断りします。

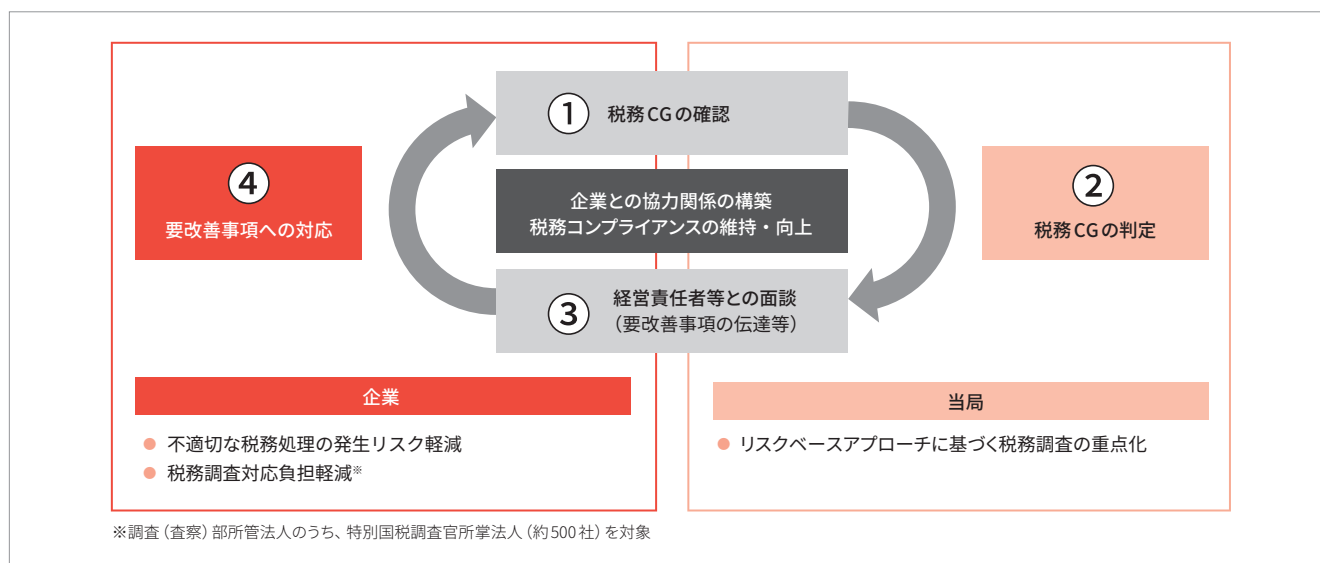
## 1 税務コーポレートガバナンスの潮流

国際的な税務コンプライアンス向上のためには、税務調査のみならず税務当局と大企業とが協力的に行動する取り組みが重要になってきます。国税庁においても、2011年7月より税務CGの充実に向けた取り組みが実施され、2021年6月には同取り組みの見直しが行われ、協力的手法を通じた自発的な適正申告が推進されています。税務CGの充実を図ることで企業および税務当局双方にメリットが生じる効果が期待されており、具体的な取り組みの概要は図表1のとおりです。税務当局は、自発的な適正申告が期待できる大企業には税務調査で把握された誤りについて再発防止策の策定および運用を依頼し、調査必要度の高い法人への調査事務量を重点的に配分するリスクベースアプローチ<sup>※1</sup>を推進しています。一方で、企業は要改善事項への対応を進めていくことで、不適切な税務処理の発生リスクの軽減および税務調査対応負担の軽減を図っていくことになります。

税務当局による税務CGの評価は、以下に示す5つの評価項目で行われます。5つの評価項目を総合的に判断し、税務調査への対応状況および帳簿書類等の保存状況も考慮した上で、税務CGの評価が決定されます。税務CGの評価結果は、「良好」「おおむね良好」「改善が必要」の3つに区分され、税務調査終了後のトップマネジメントとの面談において、その評価に至った根拠とともに企業に伝えられます。また、税務調査での是正事項の再発防止に向けた取り組みを含め、税務CGの評価が低かった項目について、効果的な事例が紹介されて意見交換が行われます。

※1 リスクベースアプローチとは、個々の企業の税務CGの状況、事業内容、申告・決算内容、把握された非違の内容や改善状況など各種要素の分析に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践すること。

図表1：税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取り組みの概要



出所：国税庁調査課「税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組について」（2021年6月）をもとにPwC作成

1. 経営責任者等の関与・指導
2. 税務（経理）担当部署等の体制・機能
3. 税務に関する内部牽制の体制
4. 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策
5. 税務に関する情報の周知

税務CGの評価結果は、当該企業の税務リスク判定の重要な判断材料の1つとして税務当局に活用されることとなります。税務調査が省略される事業年度には、税務当局から再発防止策の策定および運用状況に関するヒアリングが実施され、次回の税務調査では、リスクベースアプローチの考え方に基いて企業の税務リスクに応じて調査時期・調査体制等が決定されることとなります。このように、企業における税務CG改善に向けた再発防止策の策定および運用の重要性が高まってきています。

## 2 税務コーポレートガバナンス改善に向けた今後の課題

令和3事務年度の税務CGの評価結果は公表されており、113社の評価は、「良好」が24%、「おおむね良好」が67%、「改善が必要」が9%という内訳でした（図表2）。5つの評価項目ごとの評価結果も公表されており、「1. 経営責任者等の関与・指導」や「5. 税務に関する情報の周知」については6～8割程度の企業が「良好」の評価を得ている一方で、「2. 税務（経理）担当部署等の体制・機能」「3. 税務に関する内

部牽制の体制」および「4. 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策」については3～4割の企業が「改善が必要」の評価になっています。税務CGの観点からは、「1. 経営責任者等の関与・指導」がその他の項目を充実させる上でも影響が大きく、企業の税務コンプライアンスの維持・向上を把握するために最も重要な項目と考えられています。ただし、上記結果のとおり、一定程度「1. 経営責任者等の関与・指導」が充実している状況にあることから、今後は「2. 税務（経理）担当部署等の体制・機能」「3. 税務に関する内部牽制の体制」および「4. 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策」の項目の充実が必要になってくると考えられています。

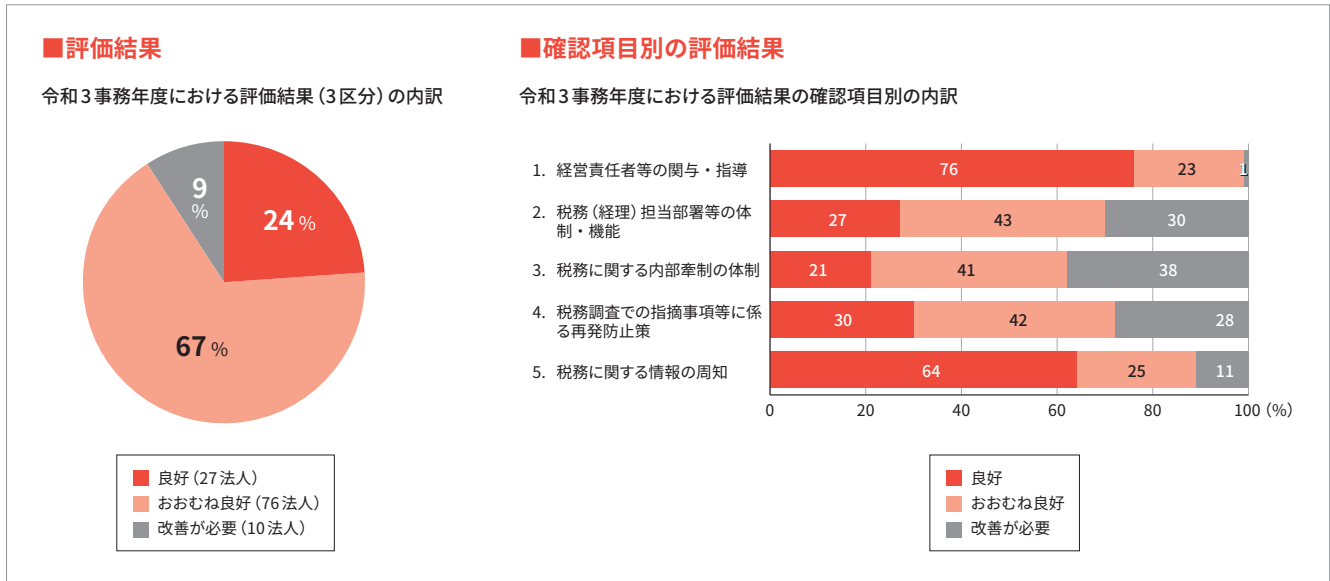
令和3事務年度の税務CGの評価を踏まえ、税務調査における指摘事項に対して企業が取り組んだ改善策の中で、次回調査において再発防止が図られていると実効性が認められた取り組みとして、次のような事例が紹介されています。

事例1：関係部署への勉強会の開催および新たなシステムの導入

事例2：定期的なミーティングおよび経営責任者等への報告

このうち、「勉強会」「ミーティング」および「経営責任者等への報告」は過年度にも効果的な事例として公表されていましたが、今回新たに効果的な事例として、「新たなシステムの導入」が紹介されています。事例では新たなシステムの導入によるデータ管理の推進によって仕入割戻金の未収計上漏れが改善したケースが紹介されており、税務CGの観点から

図表2：令和3事務年度の税務コーポレートガバナンス調査実施状況



出所：国税庁「納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組」（2022年12月）をもとにPwC作成

もシステムによるデータ管理の有効性を示唆する内容になっています。

### 3 各国税務当局の動向

近年、英国やオーストラリアなどの海外の税務当局でも、税務調査にデータ分析を活用するようになってきています。英国の税務当局では、大企業への税務調査にデータ分析が活用されており、想定される税収と実際の税収との間の税ギャップが効果的に縮小しているという報告もあります。また、オーストラリアの税務当局では、租税回避タスクフォースが立ち上げられて税務CGの状況に応じたリスクベースアプローチが導入されており、テクノロジーへの投資も積極的です。この結果、税務当局のこうした取り組みに要した費用を追徴税額が上回り、有効に機能していると報告されています。加えてオーストラリアでは、物品・サービス税（Goods and Services Tax）の税務ガバナンスレビューにおいて税務当局によるデータ分析が実施されています。その際、企業は税務アドバイザーによるデータ分析を事前に実施しておくことで、税務当局主導のデータ分析でなく、納税者主導でのデータ分析を用いることができる仕組みになっています。

一方、日本においては、最近の税務調査の現場において、関連データの提出が求められて税務当局によるデータ分析が実施されているケースが見受けられるものの、一般的には税務当局による税務調査でのデータ分析は実施されてい

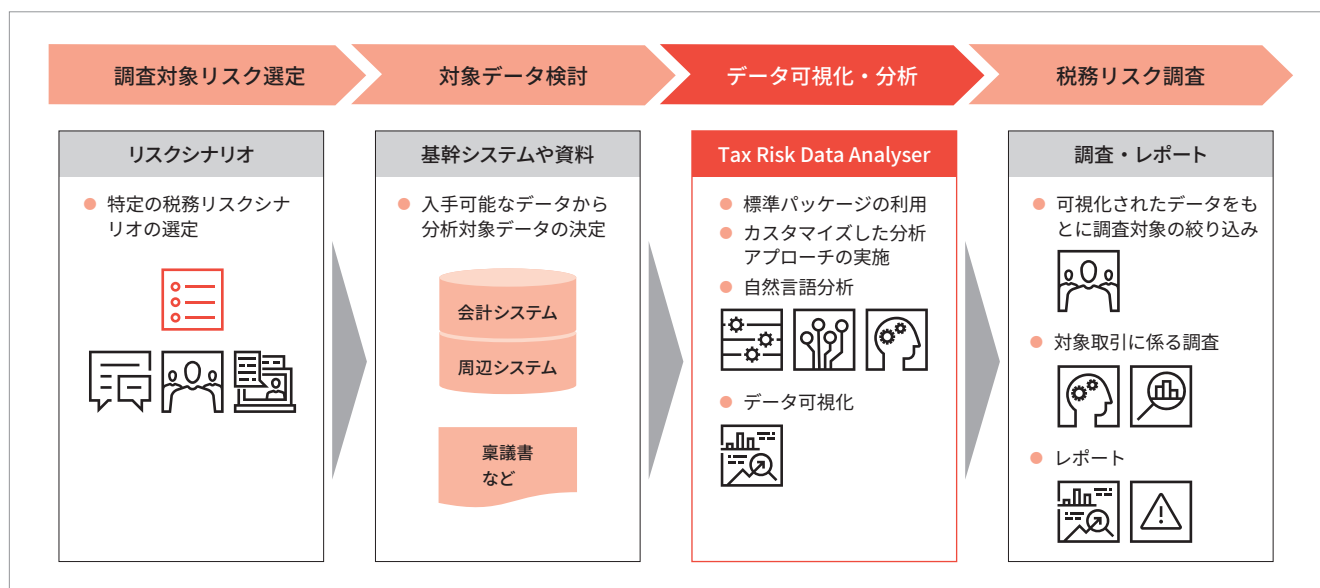
ない状況にあります。国税庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」においては、税務行政の目指すべき将来像として、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の2本の柱が示されています。このうち2本目の柱の「課税・徴収の効率化・高度化」については、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取り組みをさらに進めていく方針が明記されています。例えば、申告内容の自動チェックや、将来的なAIの活用も見据えた幅広いデータ分析等の取り組みを進めているとしています。こうした税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みや前述の海外の税務当局の動向も踏まえると、将来的に日本の税務調査においてもデータ分析が標準化される可能性が高いと想定されます。

### 4 企業の税務リスクデータ分析

日本における税務CGの潮流を踏まえると、実効性のある再発防止策を導入して税務CGを強化するという観点から、税務リスクデータ分析の導入が有効であると考えられます。また、各国の税務当局の動向や日本の税務行政のDXの流れを踏まえると、税務リスク低減の観点から企業が自発的な防衛策として事前にデータ分析を実施することは有効であると考えられます。

実際に、税務調査の結果を受けて、指摘事項に係る再発防止策や税務CGの改善に関する相談をいただく事例も増え

図表3：税務リスクデータ分析の概要



出所：PwC作成

てきています。その対応策の1つとして、PwCが提供する「税務リスクデータ分析」を紹介します。具体的には、特定の税務リスクシナリオを対象として、データ分析ツールを利用して大量のデータから検証を必要とする取引を効率的に抽出し、元税務調査官の視点から効果的な検証を実施します（図表3）。データ分析では、不正調査のノウハウを活用しており、会計システムデータや稟議データなどの適切なデータに対して、専門家の知見を踏まえた税務リスクシナリオを掛け合わせ、テクノロジーを活用した効果的かつ効率的な分析を行うことで、人の手ではできない高度なデータ分析を可能としています。実際の事例としては、外部委託費の先行検収という税務リスクシナリオにおいて、期末付近の取引とそれ以外の取引との取引内容の類似度を分析し、類似取引における検

収日数の乖離を分析および可視化して、潜在的に先行検収リスクが高いと考えられる取引を抽出しています。企業にとって懸念対象となっていた取引が特定され、その後も税務リスクデータ分析を継続しています。こうしたデータ分析を継続することで、分析範囲の拡大や、効率的な水平展開や分析の高度化も期待されます。

昨今の企業内で扱われている大量のデータやさまざまな形態のデータを考慮すると、手作業によるデータ分析には限界があり、企業における税務リスクデータ分析には、高度なデータ分析を活用して効率的に税務リスクを検出していく仕組みが必要と考えられます。企業税務の分野においても、デジタル対応が求められる時代になりつつあると言えるのではないのでしょうか。

**岡本 友紀子 (おかもと ゆきこ)**

PwC 税理士法人 税務レポート・ストラテジー ディレクター  
公認会計士・税理士

大手監査法人および日系企業を経て、現職。日系企業および外資系企業に対して、税務申告業務や税務調査対応などの税務コンプライアンスサービス、国際税務や組織再編等に関する税務コンサルティングサービスを提供している。また、PwCグローバルネットワークのメンバーファームと連携し、日系企業に対する海外投資をはじめとするクロスボーダー取引に関する税務支援業務にも従事。PwC 税理士法人のリスク&ガバナンスの担当メンバーとして、税務リスク&ガバナンスのサービス開発に携わる。  
メールアドレス：yukiko.y.okamoto@pwc.com



# 欧州における排出権制度の最新動向と会計実務



PricewaterhouseCoopers LLP  
シニアマネージャー 吉原 翼

## はじめに

欧州では、EUのサステナビリティ開示規制である「企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD)」が2023年1月5日に発効されたことに伴い、企業のサステナビリティ情報の活用に社会の期待は高まっています。サステナビリティアジェンダの中で、英国で特に注目を集めているのがネットゼロをはじめとした企業の脱炭素化への取り組みです。直近では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の収束に伴うエネルギー需要増とロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界的なエネルギー価格高騰を受けて、価格の変動に左右される化石燃料等から脱却し、長期的かつサステナブルなエネルギー確保への関心はさらに高まりを見せています。このような中で、英国政府は2050年までにカーボンニュートラルを達成し、2035年までに電力システムを脱炭素化する方針および施策等を発表し、ネットゼロへの移行に必要な民間投資の費用を負担するなど、さまざまな支援を行っています。

2005年に京都議定書で排出目標が設定され、EU排出量取引制度 (EU-ETS) が採用されて以来、この18年間に気候変動が世界的なトップアジェンダになるまでに、社会および関連する制度には変化が起きています。主要先進国で脱炭素規制に関する野心的な目標値が掲げられる中、企業がこれらの規制を逆手に取り、排出権収入などを通じてビジネスを拡大していることにも注目が集まっています。

こうした中、2023年4月18日、欧州議会は、2030年の温室効果ガス削減目標として、1990年比で少なくとも55%の削減を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」の主要な法的要件を承認しました。これには、EU-ETS制度の厳格化や範囲拡大 (航空事業および海運事業) や炭素国境調整メカニズム (CBAM) の設置等が含まれています。CBAMは、EUのカーボンリーゲージ (規制の緩いEU域外への製造拠点の移転や域外からの輸入増加) への規制を目的に、EU域内の事

業者がCBAM対象製品を域外から輸入する際に、EU-ETS対象企業と同様の課金を義務づける制度です。この改正により、欧州地域で事業を行う日系企業への影響が懸念されており、排出権制度に関連した各種レポーティングの必要性が一層高まっています。

一方で、会計および財務報告面では、政府および民間企業のネットゼロ達成への要求が急速に高まる中、財務諸表に炭素排出量をどのように表示すべきかを概説する国際財務報告基準の設計が追いついておらず、透明性を確保し比較可能な情報開示に対するニーズが高まっています。CSRD発効以降、企業の非財務情報開示に注目が集まっていますが、伝統的な財務報告も引き続き企業の情報開示の中核を担っています。これらの課題を踏まえ、本稿では企業が脱炭素化を図る上での土台となる排出権取引制度において直面する会計面での実務課題等について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwCあらた有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えておきます。

## 1 排出権制度の概要とEU-ETS

排出量取引制度は世界各国で異なります。EUの制度が世界最大ですが、世界中のさまざまな国でその他の制度があり、国（例えば、米国やカナダ）によっては州や地域で異なる場合もあります。本稿では世界の排出量取引制度のモデルケースになると考えられるEU-ETSを前提に説明します。

排出量取引制度の多くは二酸化炭素の排出量を対象としており、その基本となる目的は、企業がカーボンニュートラルやカーボンネガティブの活動に従事することを奨励し、そのような事業に対する投資を刺激することによって、排出量の削減を促進することにあります。一部の事業が他の事業よりも炭素集約度が高くなることもありますが、他の事業で可能な限り排出量を削減し、別の方法で排出量を相殺する活動を促進することによって、実質的な排出量の削減が可能となります。

排出量取引制度は、一般に、所定の遵守期間の開始時に排出枠が配分され、遵守期間の終了時に排出した量に充てる十分な排出枠を保有していることを企業に求めています。一部の制度では、（無料の排出枠に加えて）追加的な排出枠の購入や、排出量の削減から生じる余剰の排出枠を売却することを企業に認めています。通常、排出枠を超過したり、企業が排出した量の全てを充てるのに十分な排出枠を譲り受けることができなかった場合は、罰則が課されます。

排出量取引制度は以前から存在していましたが、次のいくつかの理由から再び注目されるテーマとなっています。

### ● 炭素クレジットの価格の高騰

遵守義務を果たすためにクレジットを購入する必要がある企業、および事業活動の一環として売却目的のクレジットを生成している企業の双方にとって、企業の業績に対する排出量取引制度の重要性が高まっていることを意味します。

### ● 炭素クレジットの生成に関わる企業の増加

一部には、エネルギーミックスの多様化を目指す企業も出てきています。多くの従来型のエネルギー企業が、風力エネルギーや太陽エネルギーに進出したり、炭素回収技術に投資したりしています。また、さまざまな事業の経済性や投資の意思決定において、炭素排出量取引の影響はますます重大になってきています。

### ● ESG開示の一環としての炭素排出量の開示

企業がESG開示の一環として炭素排出量の開示に注力するようになっており、独自の炭素目標に向けて取り組んでいます。一部では、炭素排出量削減目標の決定により生成された炭素クレジットを、こうした取り組みのコスト負担に役立てることができています。

## 2 排出権取引制度に纏わる会計制度の歴史

冒頭でも説明したように、排出量取引制度の会計処理を扱う具体的な会計基準は現在ありません。国際会計基準審議会（IASB）は、EU-ETSの施行に伴い、IFRIC第3号「排出権」（2005年3月1日発効）を発効しました。IFRIC第3号では主としてEU-ETSにまつわる会計処理に係る対応が意図されており、企業が政府から受け取る排出枠の無形資産計上や企業が責任を負う排出枠の負債計上等に対するガイダンスが示されましたが、資産および負債評価のミスマッチが財務情報へ与えるネガティブな影響が重要であったことから、発効後2カ月で撤回がなされました。

当該IFRIC第3号の撤回は、排出量取引制度への参加にあたって、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づき会計処理を行う際に利用可能な会計モデルが多く存在することを意味しており、排出量取引制度に関する会計処理で実務上のばらつきが継続して生じています。

## 3 排出権取引制度に対する企業が取りうる会計上のアプローチ

IFRIC第3号のモデルは、政府から割り当てられた排出枠を無形資産として会計処理し、公正価値で当初認識することを要求していました。排出枠が公正価値よりも低い価額で発行される場合、支払額と公正価値との差額は政府補助金として扱われ、IAS第20号に基づいて会計処理されます。この補助金は、財政状態計算書の繰延収益として当初認識され、その後、排出枠が保有されるか売却されるかにかかわらず、発行された排出枠の対象となる遵守期間にわたって均等に、または排出が行われるにつれて先入先出法で、定期的に収益計上されます。負債は、実際の排出量に等しい排出枠を引き渡す義務について認識され、期末日における現在の義務を決済するために必要な支出の最善の見積りにより測定されます（通常、これは期末日までに行われた排出を賄うために必要とされる数の排出枠の市場価格です）。IFRIC第3号は、

2005年6月にIASBにより撤回されましたが、現行のIFRSに  
対する有効な解釈として実務上利用されています。

しかし、他の会計モデルも許容されており、**図表1**では、  
EU-ETSをはじめとするキャップアンドトレード方式の排出権  
取引に関して許容される3つの会計モデルを要約しています。

**排出権資産の貸借対照表上の分類<sup>\*1</sup>**

現行の国際会計基準上、排出権（資産）は無形資産または  
棚卸資産への計上が考えられます。

**無形資産として認識する考え方**

キャップアンドトレード方式の排出権取引においては、現  
金等を対価とした排出権の譲渡や売買が可能であることから、IAS第38号「無形資産」における「物理的実体のない識

別可能な非貨幣性資産」という無形資産の定義を満たすと考  
えられます。無形資産を認識する場合は、**図表1**の①に示し  
た方法により貸借対照表上に認識・測定を行う必要があります。

**棚卸資産として認識する考え方**

排出権（資産）は、状況によってはIAS第2号における棚  
卸資産の定義を満たします。例えば、排出取引の仲介業者や  
取引業者が保有する排出権は、排出権が通常の事業の過程  
で売却目的で保有される資産であることから棚卸資産の定義  
に該当すると考えられます。この場合、排出権の測定はIAS  
第2号に従って取得原価または正味実現可能価額のいずれか  
低いほうで測定する必要があります（ただし、IAS第2号第3  
項のコモディティブローカー・トレーダーに関する例外要件

図表1：排出量の会計処理に関する許容される会計モデル

① 排出権（資産）	「完全市場価値」アプローチ (IFRIC第3号)	「決済コスト」アプローチ (当初市場価値)	「決済コスト」アプローチ (名目価額)
いつ認識すべきか	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に適切な資産項目 <sup>*1</sup> で認識する。	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に適切な資産項目 <sup>*1</sup> で認識する。	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に適切な資産項目 <sup>*1</sup> で認識する。
いくらで認識すべきか	(当初測定) 当初認識日の市場価値で測定する。  (事後測定) (i) 当初認識額（原価モデル）または (ii) 再評価額（再評価モデル）のいずれかに基づき、測定する。	(当初測定) 当初認識日の市場価値で測定する。  (事後測定) (i) 当初認識額（原価モデル）または (ii) 再評価額（再評価モデル）のいずれかに基づき、測定する。	(当初および事後測定) 取得原価で測定する。取得原価は、排出権が与えられる場合、名目価額となる（通常ゼロ）。
② 排出に係る義務（負債）	「完全市場価値」アプローチ (IFRIC第3号)	「決済コスト」アプローチ (当初市場価値)	「決済コスト」アプローチ (名目価額)
いつ認識すべきか	排出に係る義務が発生したときに認識する。	排出に係る義務が発生したときに認識する。	排出に係る義務が発生したときに認識する。
いくらで認識すべきか	各期末における排出権の市場価値（または先渡価格に基づく価値。後述参照）に基づいて負債を再測定する。 これは、その負債の決済が保有する排出権によるか、市場からの購入によるかにかかわらず。	各期末に負債を再測定する。 保有する排出権を使用して決済される負債は、その排出権の帳簿価額で測定される。 超過排出量は、期末における排出権の市場価値（または先渡価格 <sup>*2</sup> に基づく価値）で測定される。	各期末に負債を再測定する。 保有する排出権を使用して決済される負債は、その排出権の帳簿価額で測定される（通常ゼロ）。 超過排出量は、期末における排出権の市場価値（または先渡価格 <sup>*2</sup> に基づく価値）で測定される。
③ 政府補助金	「完全市場価値」アプローチ (IFRIC第3号)	「決済コスト」アプローチ (当初市場価値)	「決済コスト」アプローチ (名目価額)
いつ認識すべきか	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に繰延収益として認識する。	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に繰延収益として認識する。	排出権の行使が可能となった時点で、貸借対照表に繰延収益として認識する。
いくらで認識すべきか	(当初測定) 当初認識日の排出権の市場価値に基づいて測定する。  (事後測定) 繰延収益を遵守期間にわたって規則的かつ合理的に償却する。	(当初測定) 当初認識日の排出権の市場価値に基づいて測定する。  (事後測定) 繰延収益を遵守期間にわたって規則的かつ合理的に償却する。	(当初および事後測定) 名目価額で測定する（通常ゼロ）。

出所：PwC「Emissions trading systems: The opportunities ahead」をもとにPwC作成

を満たす場合、排出権を公正価値で測定することも考えられます。

### 市場価格と先渡販売契約<sup>\*2</sup>

企業が排出に係る義務の一部または全部を市場価値で計上する場合、通常、購入が必要となる関連する排出枠の市場価格を用いて引当金を計算する必要があります。一方で、企業が将来の日に固定価格で排出枠を購入する先渡契約を締結している場合には、市場価格ではなく先渡価格で引当金を計上することが容認されると考えられます。これは、この価格が、企業がその義務を決済するために支払うと見込まれる金額の最善の見積りであるためです。

なお、先渡契約は、純額決済または他の金融商品との交換による決済の要件等のデリバティブとして取り扱われる可能性のある先物契約ではあるものの、企業自身の予想される購入、販売または使用の必要に従った非金融商品の受取りまたは引渡しの目的で締結、保有されるものは、IFRS第9号の対象から除外されます。このため、企業が排出枠の先渡契約に関してIFRS第9号の「自己使用の免除」の要件を満たす場合、代替的に先渡価格に基づいて計上することが可能と考えられます。

ただし、企業がこれらの排出枠の売買を開始した場合、IFRS第9号第2.4項の「自己使用の例外」の対象外となるため、先渡契約はIFRS第9号の適用対象となり、公正価値で測定することが要求される点に留意が必要です。この場合に

においても、ヘッジ会計を適用することにより（要件を満たす場合）ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時期を整合させることも可能と考えられます。

## 4 おわりに

本稿では、政府主導で排出権取引を実施している規制市場（Compliance market）に関する会計制度や会計実務等について、EU-ETSを中心に解説しました。一方、近年はネットゼロ宣言やネットゼロコミットメントを自主的に公表する企業が世界的に増加していることに伴い、規制や政策にかかわらず排出量の削減を行うことを意図した民間主導の自主的炭素市場（Voluntary Carbon Market：VCM）の動きも活発になっています。英国ロンドン証券取引所は2022年10月にVCMを立ち上げることを発表し、2022年12月に最初のVCMが認証されました。今後は、規制市場に加えてVCM市場でも著しい成長があると考えられます。

VCMにまつわる会計制度や会計実務は、規制市場と類似する点が多く見られるものの、炭素クレジットの公正価値評価や研究開発費等の分野でVCM特有の会計論点や実務上の課題も存在します。本誌次号では、VCMにおける制度や実務上の課題等に関して読者の皆様に情報提供したいと考えています。

### 吉原 翼（よしはら つばさ）

PricewaterhouseCoopers LLP シニアマネージャー

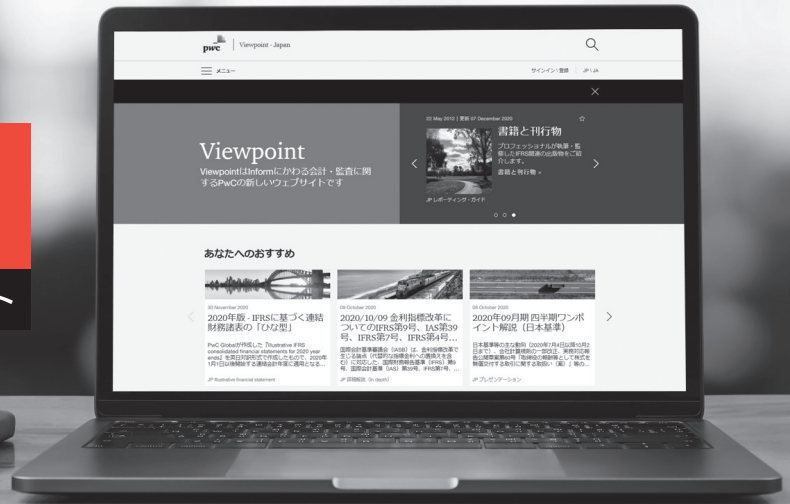
2011年に公認会計士試験合格後、2013年にPwCあらた有限責任監査法人入所。2018年より3年間PwCオランダ・アムステルダム事務所へ出向後、2021年度よりPwC英国・ロンドン事務所へ異動。5年間の欧州出向を通じて、英国およびEU加盟国における会計・税務・法務実務の幅広い業務経験を有する。現在はPwC英国・ロンドン事務所のJapanese Business Networkアシュアランス担当として、現地日系企業の会計監査、財務報告アドバイザー、サステナビリティ報告アドバイザーを含むアシュアランス業務全般に従事。PwC英国・アシュアランス部のNet Zero Industryチームにも所属し、日系企業向けのアドバイザー業務や執筆活動にも従事している。

メールアドレス：tsubasa.x.yoshihara@pwc.com



# Viewpoint

会計・監査に関するPwCの総合情報サイト



Viewpointとは、これまでのInformに置き換わる、会計・監査に関する情報を提供するPwCのグローバルのデジタル・プラットフォームです。Viewpointは、IFRS関連情報が中心ですが、US GAAP（米国会計基準）、日本基準についても取り上げています。Viewpointには、日本サイト（日本語）だけでなく、GlobalサイトやUSサイトもあります。

## Viewpointの特徴（今後の新機能）のご紹介

### ●リアルタイムなアップデートとパーソナライズ

ユーザーが登録した好みを中心にコンテンツが整理されますが、Viewpointを使えば使うほど、ユーザーに最適な情報をタイムリーに提供します。

### ●直感的な検索機能（予測変換）

よく検索される用語に基づいて、おすすめの用語やガイダンスが表示され、必要な情報にすばやくアクセスできます。

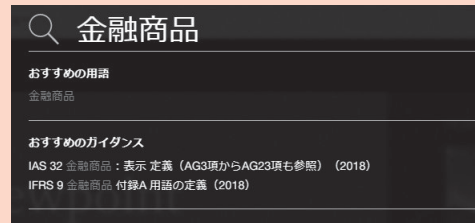
### ●PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

コンテンツページを閲覧しているときに、サイドパネル上で関連リンクを見ることができます。また、ユーザーが最初にアクセスするページにホットピックを集め、関連するニュースや解説資料をワンストップで探すことができます。

### ●メニューナビゲーション

クリック数を最低限に抑えて、人気コンテンツにアクセスできます。

#### ▼直感的な検索機能（予測変換）



#### ▼PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ





いつでも、どこでも、Viewpointは  
あなたに最適な情報をお届けします。

### 外出先で

Viewpointは、モバイルやタブレット、PCで検索履歴などを共有し、シームレスに連携します。また、タイムリーに更新された情報に容易にアクセスできます。

### オフィスや自宅で

直感的なインターフェースとナビゲーションにより、必要な情報を容易に見つけることができます。検索に役立つ予測検索機能は、必要なときに必要なものを見つけるのに役立ちます。

### チーム内で

SNSなどでのコンテンツ共有機能を使って、チームのメンバー同士で瞬時にPwCのインサイトを共有し、スピード感をもって、重要なトピックを把握することができます。

## Viewpointのコンテンツ

Viewpointには、次の3つのコンテンツがあります。

### 無料コンテンツ

IFRSの速報や速報解説など、どなたでもご覧いただけるコンテンツです。

### 無料登録会員コンテンツ

(Viewpointサイト上で登録可能)

IFRSおよび日本基準の比較、IFRSに基づく連結財務諸表のひな型など、PwCのナレッジを集約したコンテンツです。

### 有料会員コンテンツ

IFRS基準書やPwC IFRSマニュアル、詳細解説などIFRSに関する詳細なガイドランスです。

Viewpointの特徴のひとつであるパーソナライズを有効に使うため、まずは無料登録会員の登録からはじめましょう。

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

### ● ニュースレターご登録

Viewpoint日本サイトでは、更新情報や便利な機能のご紹介など、E-Mailで無料にてお届けするニュースレターを月1回無料で配信しています。是非ご登録ください。




























ニュースレター 新規登録

<https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/329>

**コンタクト** PwCあらた有限責任監査法人 Viewpoint事務局  
E-mail: [jp\\_aarata\\_viewpoint-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_viewpoint-mbx@pwc.com)

# 海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界152カ国、32万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国統括		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国（金融）		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-9045-8388	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	中国（華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区）		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756	masafumi.g.yoshida@cn.pwc.com
	中国（華中）		吉川 正大 Masahiro Yoshikawa	+86-150-2686-7130	masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com
	中国（華北）		山崎 学 Manabu Yamazaki	+86-151-2114-6550	manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		佐藤 優樹 Yuki Sato	+65-9827-9574	yuki.ys.sato@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		諏訪 航 Wataru Suwa	+61-418-854-962	wataru.a.suwa@au.pwc.com
インド・バングラデシュ・ネパール・スリランカ		福原 智之 Tomoyuki Fukuhara	+91-74285-39941	tomoyuki.f.fukuhara@pwc.com	
欧州・アフリカ	英国		宮嶋 大輔 Daisuke Miyajima	+44-7483-923-581	daisuke.x.miyajima@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	イタリア		前田 裕 Yu Maeda	+39-346-507-3014	yu.maeda@pwc.com
	ルクセンブルク		又木 直人 Naoto Mataka	+352-621-333-735	naoto.m.mataka@pwc.com
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	チェコ・スロバキア・ハンガリー・ポーランド・ウクライナ		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		志村 博 Hiroshi Shimura	+52-1-55-6965-6226	hiroshi.s.shimura@pwc.com

(2023年7月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。  
<https://www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization.html>







# The New Equation

## 変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の成長戦略です。  
多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、  
「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、  
ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

**It all adds up to The New Equation.**

PwC Japan グループ | PwCあらた有限責任監査法人 PwC京都監査法人 PwCコンサルティング合同会社  
PwCアドバイザー合同会社 PwC税理士法人 PwC弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。  
[jp\\_llc\\_pwcs-view@pwc.com](mailto:jp_llc_pwcs-view@pwc.com)

PwCあらた有限責任監査法人  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
Tel : 03-6212-6800 Fax : 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.  
PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.